

第2期

十和田市地域福祉計画

令和3年3月
十和田市

はじめに

十和田市では、平成28年3月に第1期となる「十和田市地域福祉計画」を策定し、各種の施策事業を展開し、地域福祉の増進に努めてまいりました。しかしながら、急速な少子高齢化による人口減少が進み、単身世帯や高齢者世帯の増加によって、生活困窮者、高齢者の孤独死、ひきこもり、虐待、自殺など地域で暮らして行く上での課題は、多岐の分野にわたり大変複雑化しています。



その課題を解決していくためには、高齢者、子ども、障がいのある人などの各福祉分野の充実だけではなく、複合的な福祉課題に対応する包括的な支援体制と、保健・医療・教育・雇用など様々な分野が横断的に連携した取り組みが必要です。

この状況を踏まえ、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供と地域の支え合いによる福祉の充実を目指し、『ともに支え合う 地域共生のまちづくり とわだ』を基本理念とする、令和3年度から7年度まで計画期間5ヵ年の「第2期十和田市地域福祉計画」を策定しました。

計画の推進に当たっては、市民の皆様をはじめ、各種団体、福祉関係者の皆様と連携・協働を図りながら、福祉施策を総合的に推進してまいりますので、今後とも、皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました十和田市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

十和田市長 小山田 久

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	5
1 人口動態等	5
(1) 人口の推移	5
(2) 人口ピラミッド	6
(3) 人口推計	7
(4) 自然動態・社会動態	8
(5) 合計特殊出生率	9
(6) 世帯の状況	10
(7) 就業及び産業の状況	12
(8) 障害者手帳所持者数	14
(9) 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数	14
(10) 要介護等認定者の推移	15
(11) 生活保護の状況	16
(12) 生涯現役プロジェクト事業の状況	16
(13) 老人クラブの状況	17
(14) 老人福祉バスの状況	17
(15) 総合相談の状況	17
(16) 成年後見制度の利用支援の状況	18
(17) 地域ほのぼのの交流事業の状況	18
(18) 緊急通報装置設置費助成事業の状況	18
(19) 生活困窮者自立支援制度の支援状況	19
(20) 避難行動要支援者名簿登録同意者の状況	19
2 地域を支える各種団体等の状況	20
(1) 町内会	20
(2) 社会福祉協議会	20
(3) 民生委員・児童委員	21
(4) 主な市民活動、ボランティア団体の状況	21
3 福祉関係アンケート調査による地域福祉の状況	22
4 アンケート調査等からの課題及び目指すべき方向性	28

第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 計画の基本方針	32
3 計画の体系	33
第4章 地域福祉の推進	35
1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり	35
(1) 相談・情報提供体制の充実	35
(2) 福祉サービスの充実	37
(3) 権利擁護の推進	39
(4) 生活困窮者自立支援対策の推進	43
(5) 人にやさしいまちづくりの推進	45
2 共に支え合う地域づくり	47
(1) 地域での交流、ふれ合いづくり	47
(2) 社会参加の促進と生きがいつくり	49
(3) 地域福祉のネットワークづくり	51
(4) 包括的な支援体制の基盤整備	53
(5) 要支援者支援の推進	55
(6) セーフコミュニティの推進	57
3 地域で福祉を支える人づくり	59
(1) 福祉意識の醸成	59
(2) 地域福祉を支える人材確保と育成	61
(3) ボランティア活動の促進	63
第5章 計画の推進に当たって	65
1 計画の推進	65
(1) 計画の周知	65
(2) 連携・協働	65
2 計画の進行管理	65
資料	65
1 十和田市地域福祉計画策定員会設置要綱	67
2 十和田市地域福祉計画策定委員会委員名簿	68
3 十和田市地域福祉計画検討委員会設置要綱	69
4 十和田市地域福祉計画策定経過	70

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、かつて経験したことがない人口減少・少子高齢化社会の到来や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりや人間関係が希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような中、生活困窮者の増加、高齢者の孤独死、ひきこもり、虐待、自殺など深刻な社会問題が発生しており、地域での支え合いがより一層求められています。

また、一人暮らしの高齢者や障がい者、子育てや家族の介護、就労等で悩んでいる方など、何らかの支援を必要としている方が増えています。

このような手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、これまでの対象者ごとや分野別の縦割りのサービスだけでは対応が難しいケースも増えてきました。

今後は地域課題の解決に向け、福祉分野だけに限らず、保健・医療・教育・雇用など様々な分野が横断的に連携し、生活において困難を抱える人たちが地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援をしていく必要があります。

『ともに支え合う 地域共生のまちづくり とわだ』を基本理念とし、地域における日常生活上の課題に、住民一人ひとりが積極的にかかわり、地域住民と地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、福祉施策を総合的に推進する「十和田市地域福祉計画」を策定します。

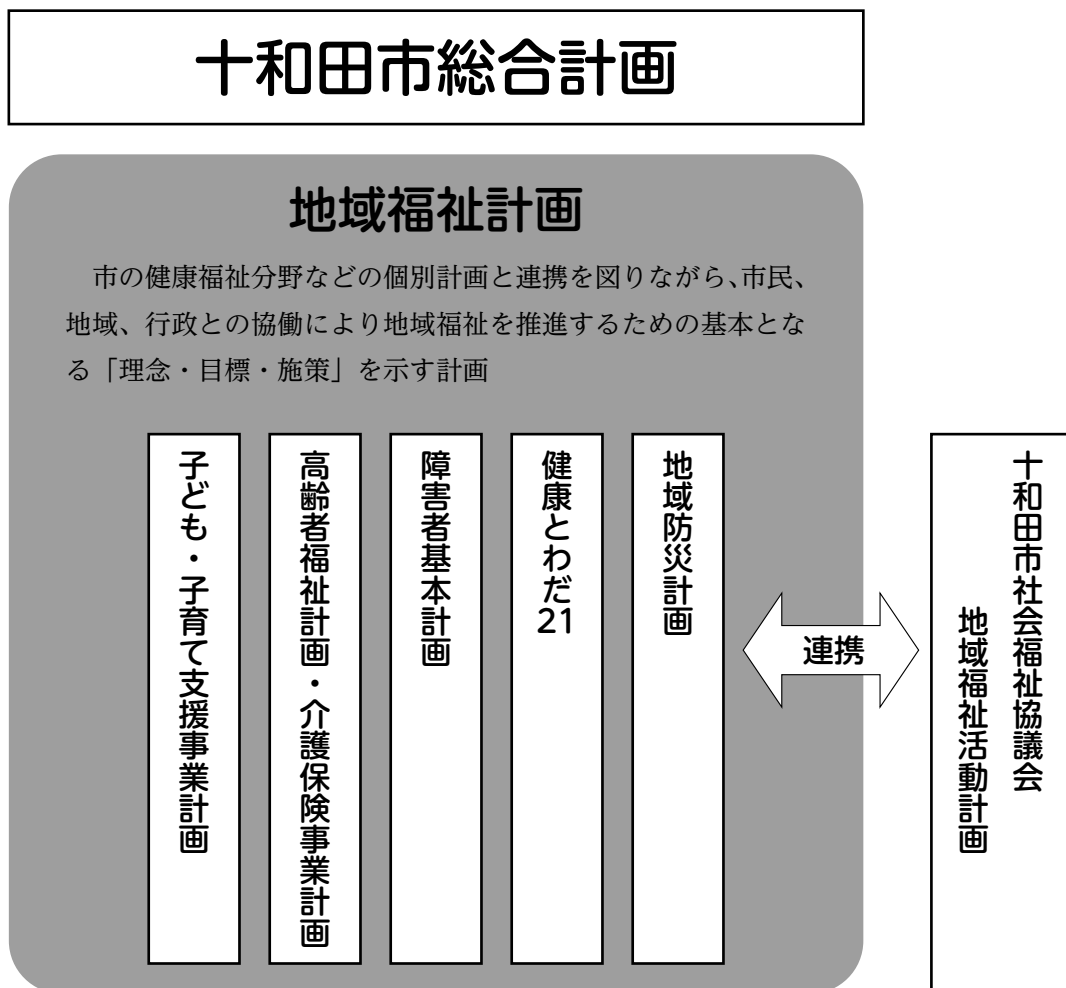
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であるとともに、市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画としての性格を持ち、市民などの参画を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

健康福祉分野などの各分野別計画と整合・連携を図りながら、地域における高齢者、障がい者、児童、その他各分野の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について定め、関連する計画との整合性と連携を確保し、十和田市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との連携を図りながら進めます。

多様化する個々の生活課題に対応するために、住民、地域、行政との連携・協働により地域福祉を推進するための基本的な「理念・仕組み」を示す計画です。

■図 1-1 計画の位置づけ



3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方

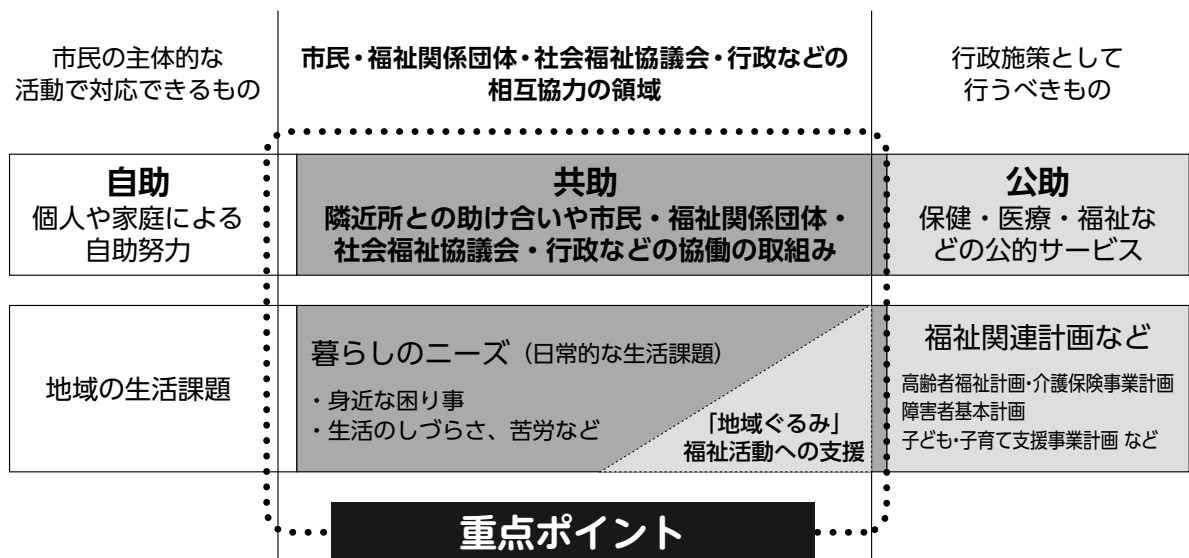
地域福祉計画では、住民・福祉関係団体・社協・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進が重要となります。

また、近年、高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、自殺者の増加などの問題が社会問題となっており、地域での見守りが一層重要となっています。

さらに、近年、気候変動により水害などの大規模な災害が多発しており、災害時の避難などに手助けを必要とする避難行動要支援者への対策が大きな課題となっています。

このように複雑多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。そのため、行政による福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■図1-2 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



4 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間を計画期間とします。ただし、大幅な見直しが必要になった場合には、この期間にかかわらず見直すものとします。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、地域団体の代表者、公募委員で構成する「十和田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案について検討を行いました。

また、行政内部においては、関係課職員による「十和田市地域福祉計画検討委員会」を設置し、計画案について調整・検討を行いました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口動態等

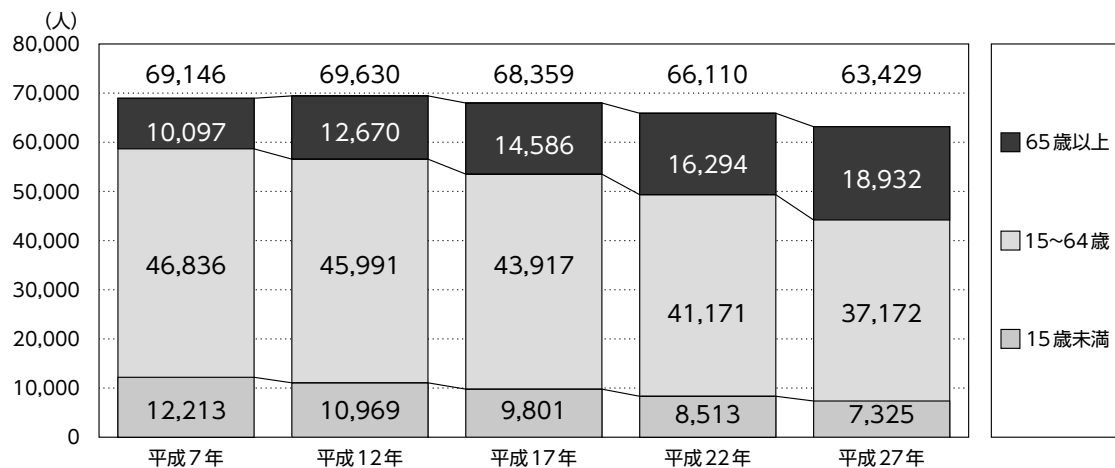
※構成比（％）は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成12年以降減少傾向で推移し、平成27年では、63,429人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の老年人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進展がみられます。

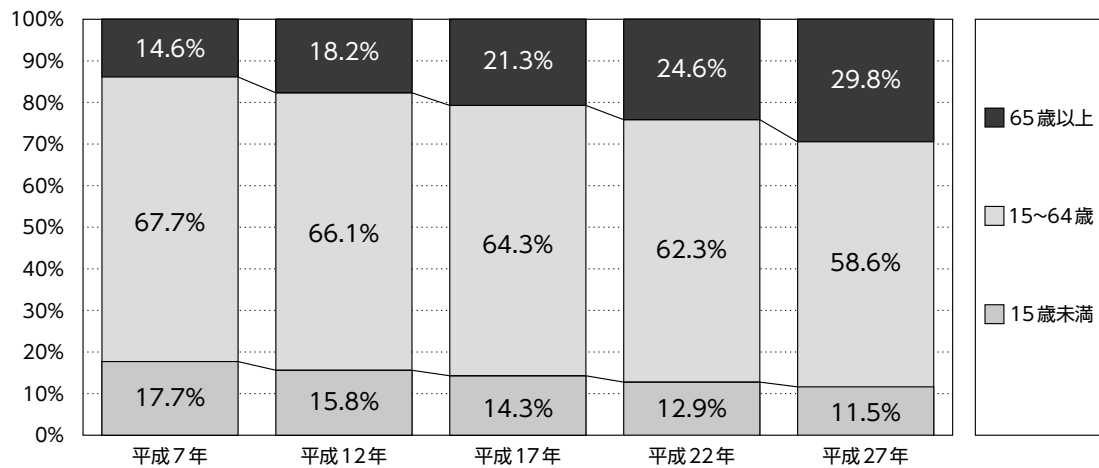
また、年齢3区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の老年人口の増加が見られ、平成27年では、年少人口割合11.5%、老年人口割合29.8%となっています。

■図2-1 年齢3区分別人口



資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

■図2-2 年齢3区分別人口割合



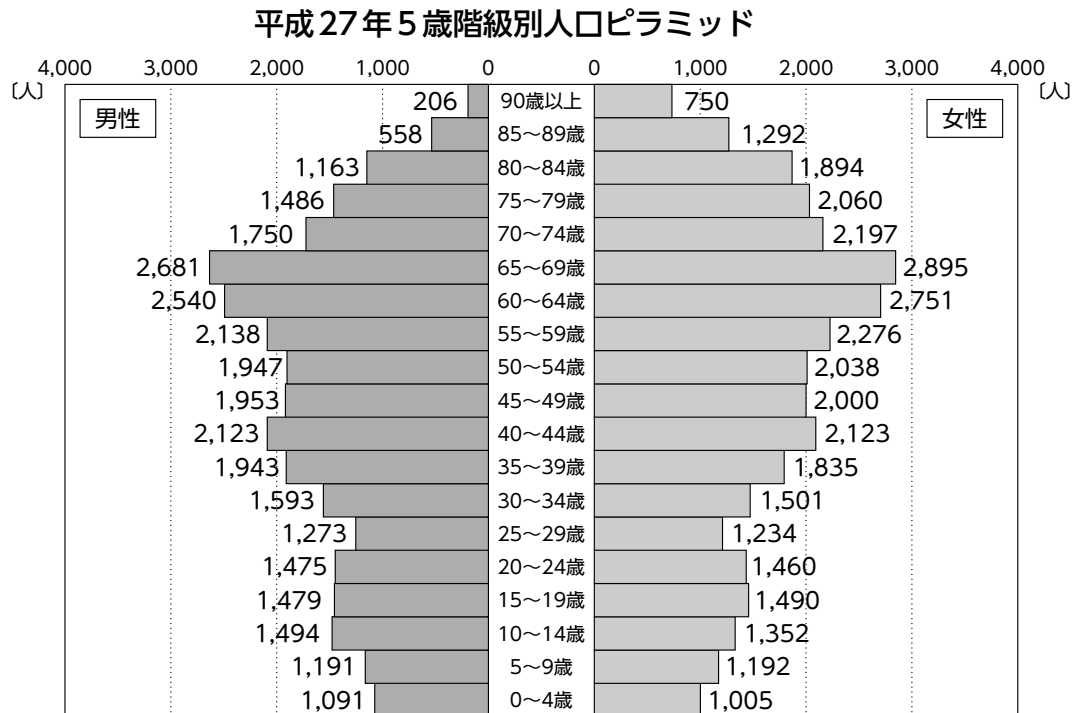
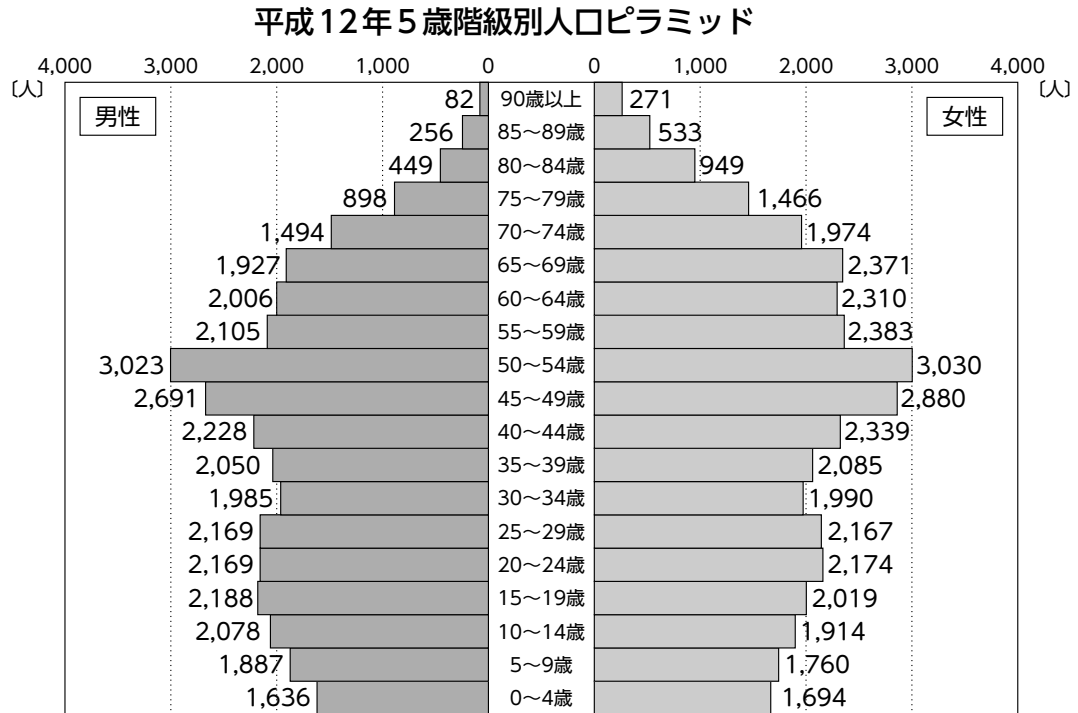
資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

(2) 人口ピラミッド

平成12年と平成27年の男女別の5歳階級別人口を比較すると、人数の多い年齢階級が、50～54歳階級から65～69歳階級に移行しています。

また、平成12年の10～14歳階級及び15～19歳階級は、平成27年には大幅に減少しています。

■図2-3 人口ピラミッド



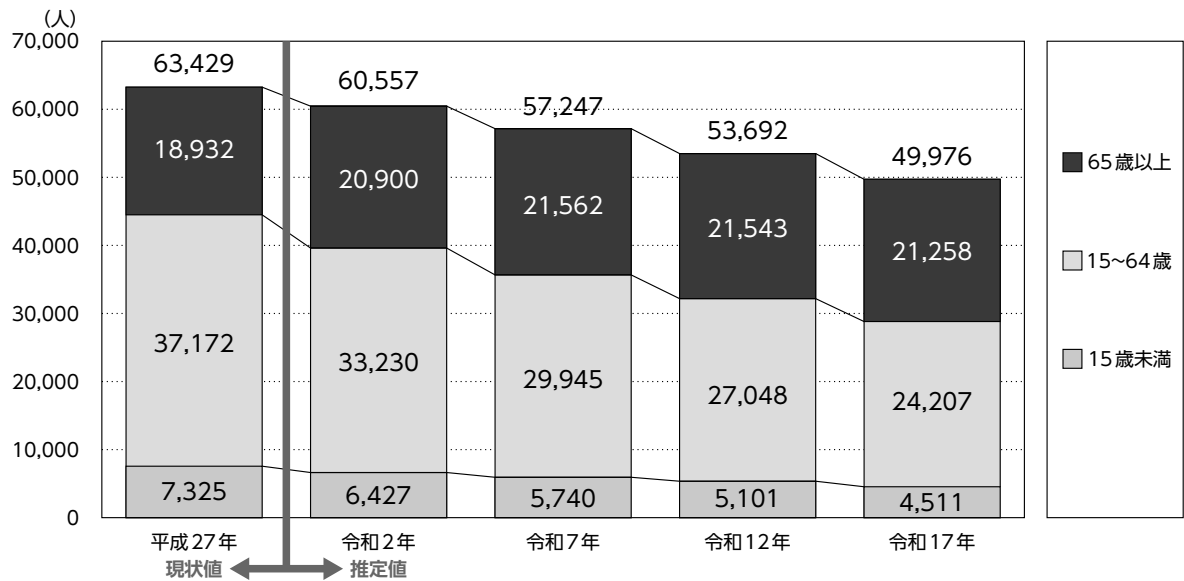
資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

(3) 人口推計

「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」によると、総人口は減少傾向にあり5年後の令和7年には、57,247人となり、平成27年の63,429人と比べ6,182人減少すると予測されます。

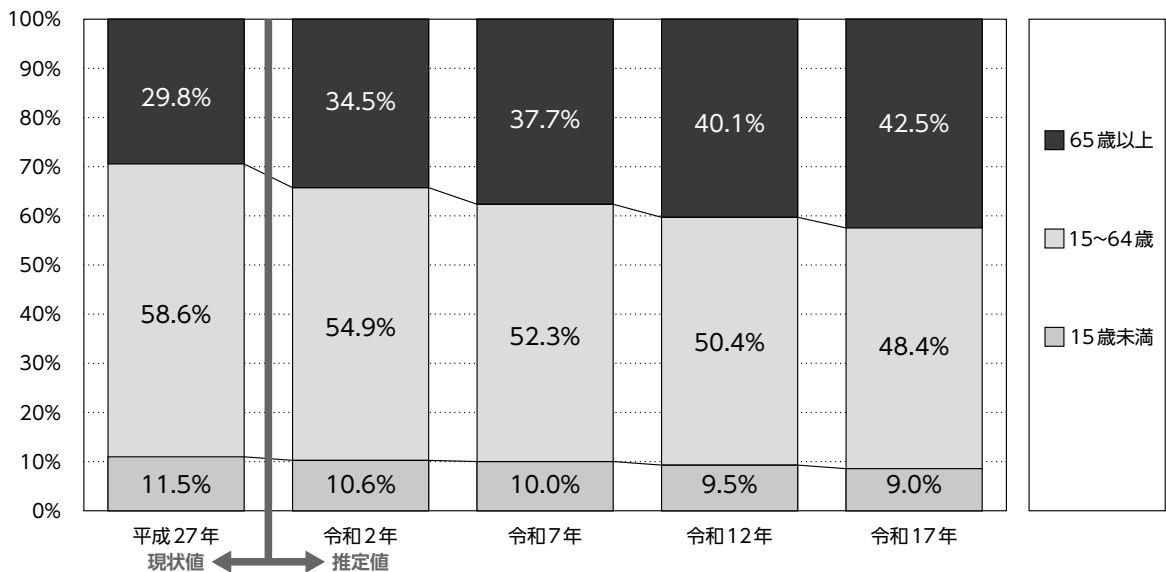
また、令和7年には高齢化率が37.7%にまで達すると予測され、およそ人口の3人に1人が高齢者となると予測されます。

■図2-4 年齢3区分別人口推計



資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

■図2-5 年齢3区分別人口推計の割合



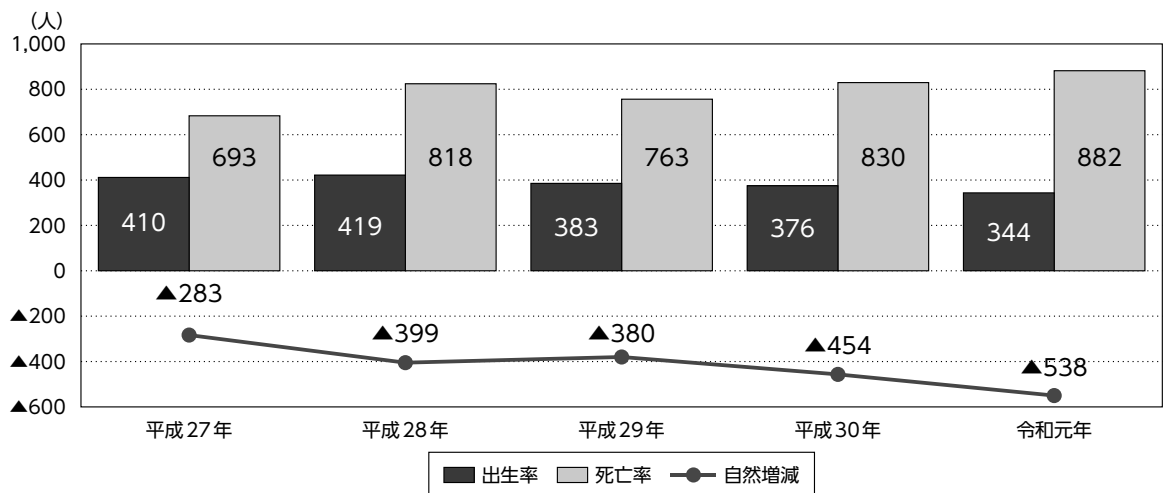
資料：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

(4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和元年では、マイナス538人となっています。

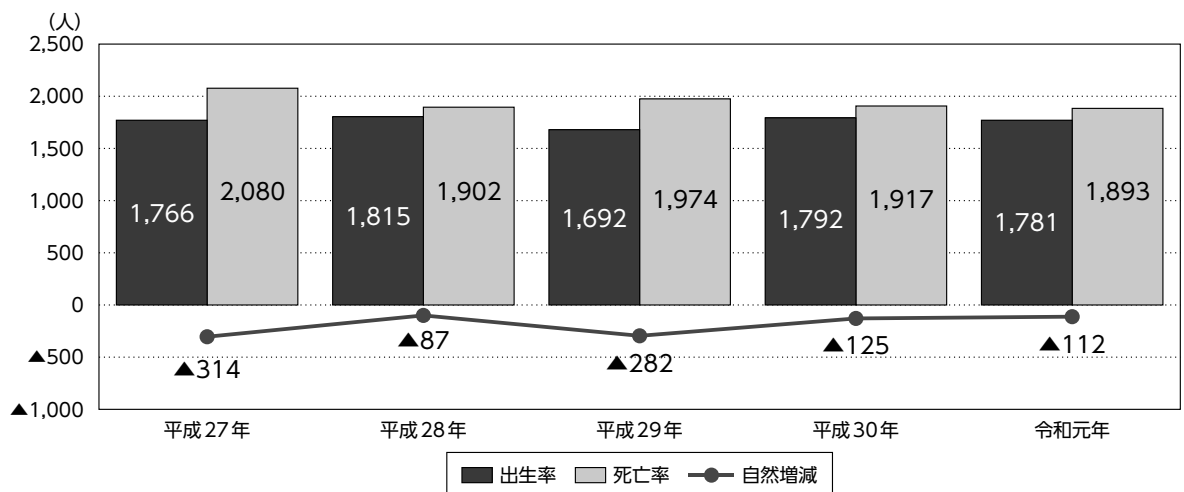
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、平成27年では、マイナス314人であった社会減が、平成元年ではマイナス112人となり社会減は減少傾向にあります。

■図2-6 自然動態



資料：住民基本台帳に基づく人口動態表

■図2-7 社会動態



資料：住民基本台帳に基づく人口動態表

(5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、年によって変動がありますが、全国平均や青森県平均とおおむね同水準で推移し、平成29年では、1.35となっています。

■表 2-1 合計特殊出生率

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
十和田市	1.36	1.44	1.44	1.39	1.45	1.35
青森県	1.36	1.40	1.42	1.43	1.48	1.43
全 国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：十和田市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(6) 世帯の状況

世帯数は増加傾向で推移し、平成27年では25,410世帯となっています。

また、世帯数は増加しているものの、1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、平成27年では、2.4人となっており、単独世帯にも大幅な増加がみられます。

また、父子世帯は、60世帯前後の横ばい傾向で推移していますが、母子世帯は年々増加傾向にありましたが、平成27年では減少に転じており、476世帯となっています。

さらに、高齢者のいる世帯は、年々増加傾向で推移し、平成27年では、11,784世帯となっています。中でも、高齢単独世帯の増加が顕著で、ともに平成12年と比較して平成27年では、2倍以上の世帯数となっています。

■表2-2 世帯の状況

(単位：世帯、人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	24,352	25,262	25,494	25,410
核家族世帯数	12,750	13,076	13,293	13,180
(対一般世帯数比)	52.4%	51.8%	52.1%	51.9%
その他親族世帯数	4,811	4,586	4,116	3,720
(対一般世帯数比)	19.8%	18.2%	16.1%	14.6%
非親族世帯数	103	27	207	223
(対一般世帯数比)	0.4%	0.1%	0.8%	0.9%
単独世帯数	6,690	7,573	7,878	8,287
(対一般世帯数比)	27.5%	30.0%	30.9%	32.6%
一般世帯人員	67,737	66,422	64,011	61,004
一世帯当たりの人員	2.8	2.6	2.5	2.4

資料：国勢調査（平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値）

※一般世帯：住居と生計をともにしている人の集まりや単身者で持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

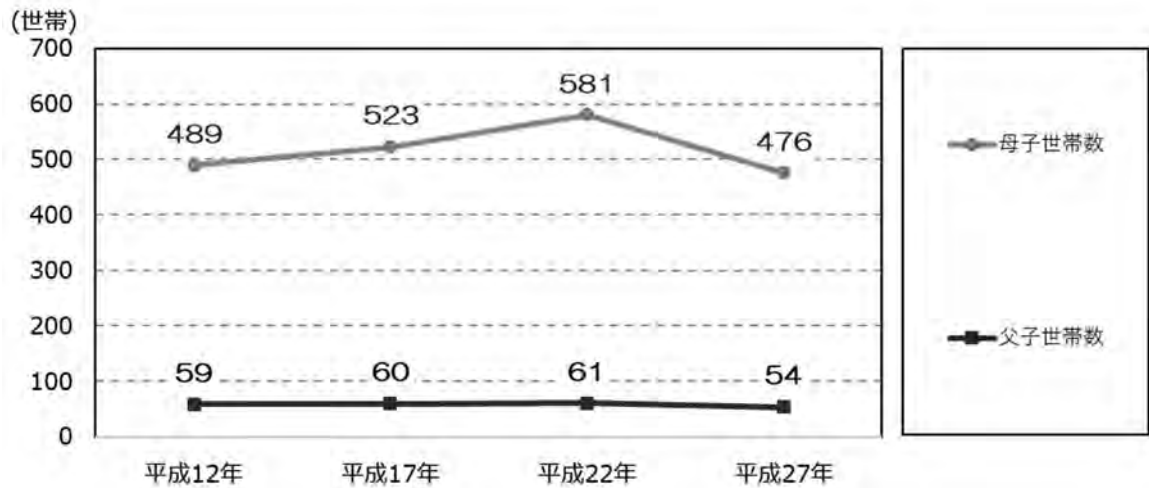
※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯

※その他の親族世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

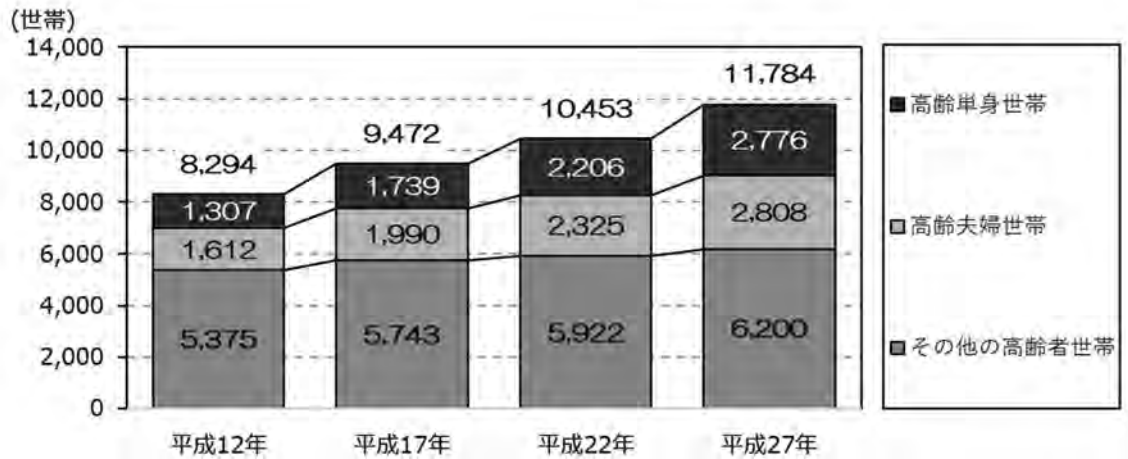
※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

■図2-8 母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査（平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値）

■図2-9 高齢者のいる世帯の状況



資料：国勢調査（平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値）

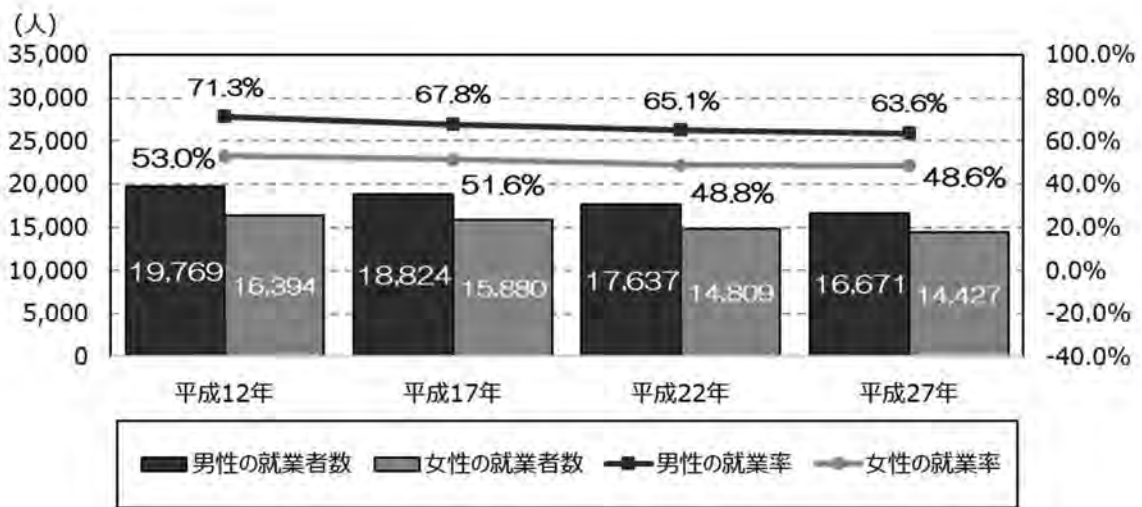
(7) 就業及び産業の状況

男女別の就業状況は、男女ともに就業率が減少傾向にあり、平成27年では男性63.6%、女性48.6%となっています。

また、産業分類では、女性の第3次産業の増加が著しく、平成27年には、74.0%と7割以上が第3次産業従事者となっています。

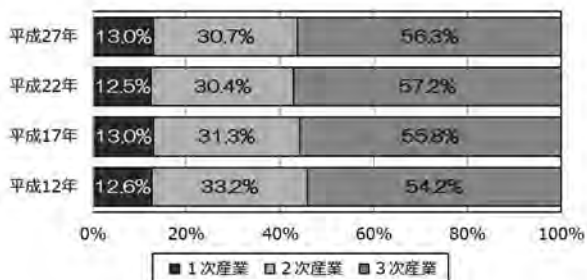
男女年齢別の就業率をみると、女性では、20代後半から30代後半で出産などによって就業率が落ち込む女性特有のM字型曲線を示していたものの、平成27年では、20代後半から30代後半の就業率の上昇により、男性の示す曲線に近づいています。

■図2-10 男女別就業状況



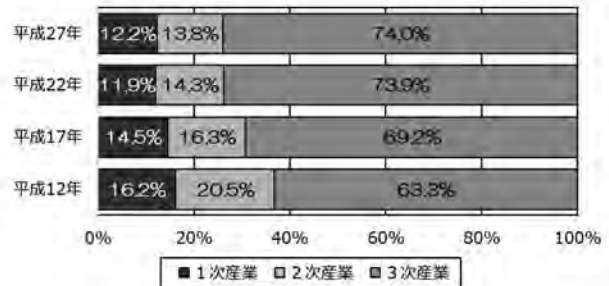
資料：国勢調査（平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値）

■図2-11 男女別産業分類（男性）



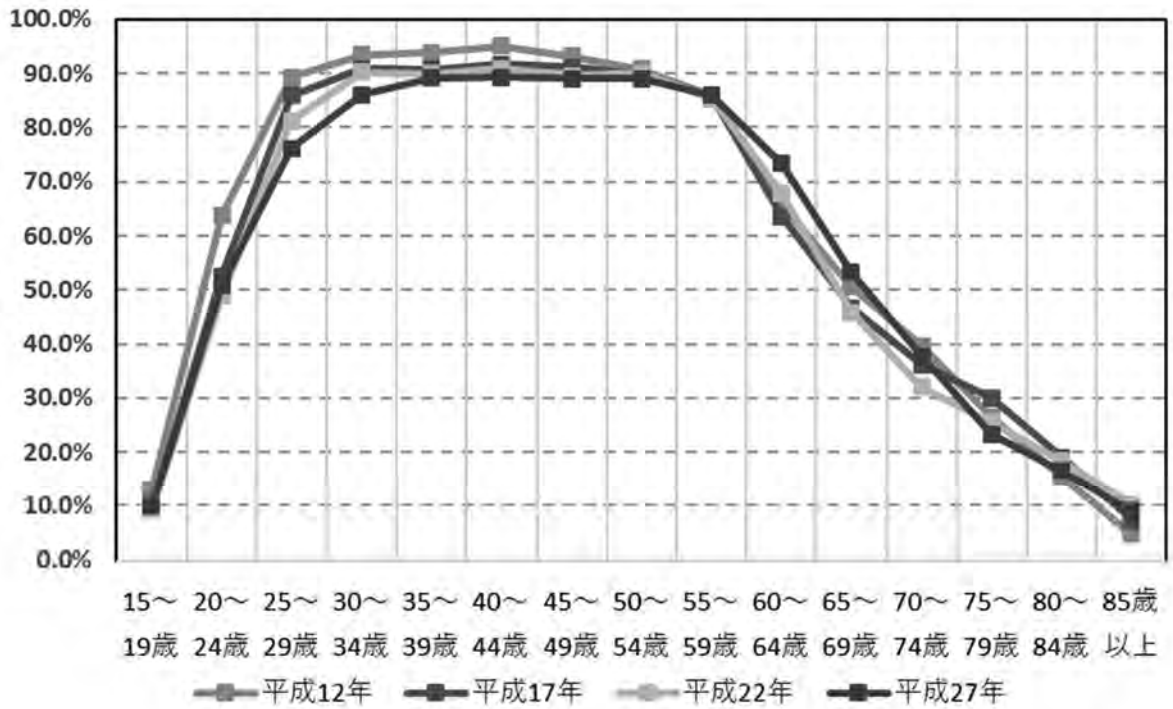
資料：国勢調査

■図2-12 男女別産業分類（女性）



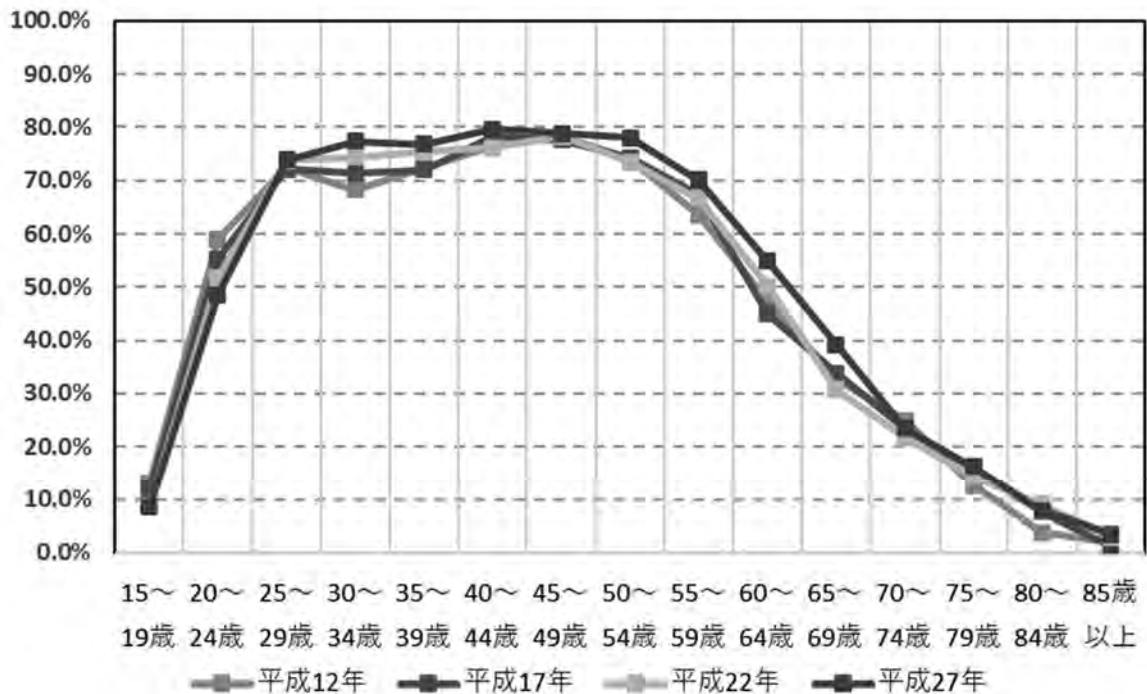
資料：国勢調査

■ 図2-13 男女年齢別就業状況（男性）



資料：国勢調査

■ 図2-14 男女年齢別就業状況（女性）



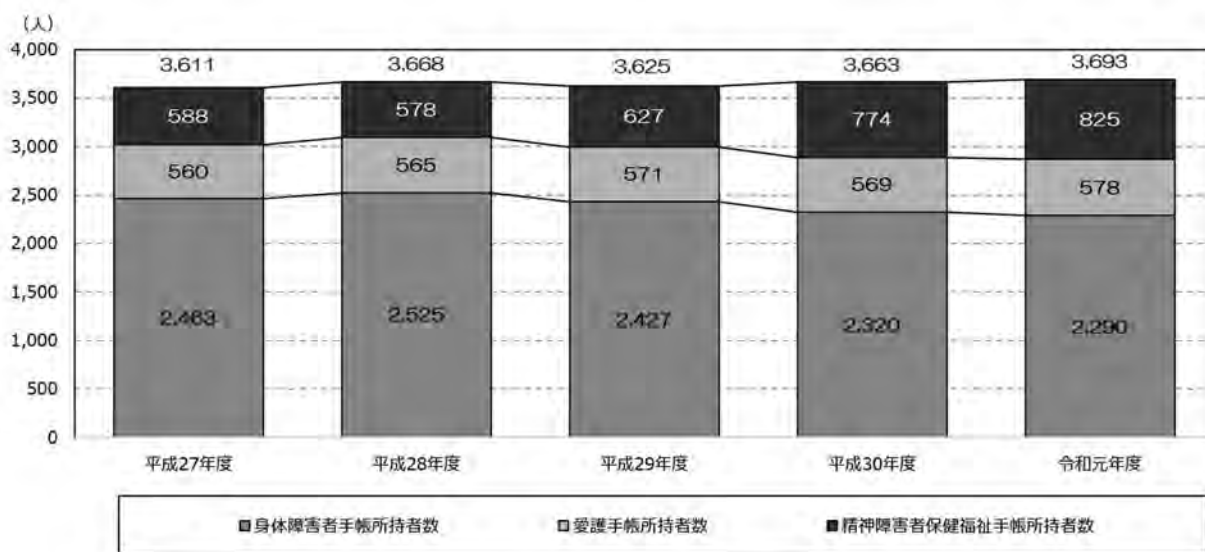
資料：国勢調査

(8) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者をみると、増加傾向で推移し、平成27年度では3,611人でしたが、令和元年度では3,693人となり、82人増加しています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成27年度から平成28年度にかけて減少があったものの、その後は増加が続いています。身体障害者手帳所持者は減少傾向、愛護手帳所持者は増加傾向で推移しています。

■図 2-15 障害者手帳所持者数の推移



資料：生活福祉課（各年度末現在）

(9) 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数

市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒数の合計は増加傾向で推移しています。

■表 2-3 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

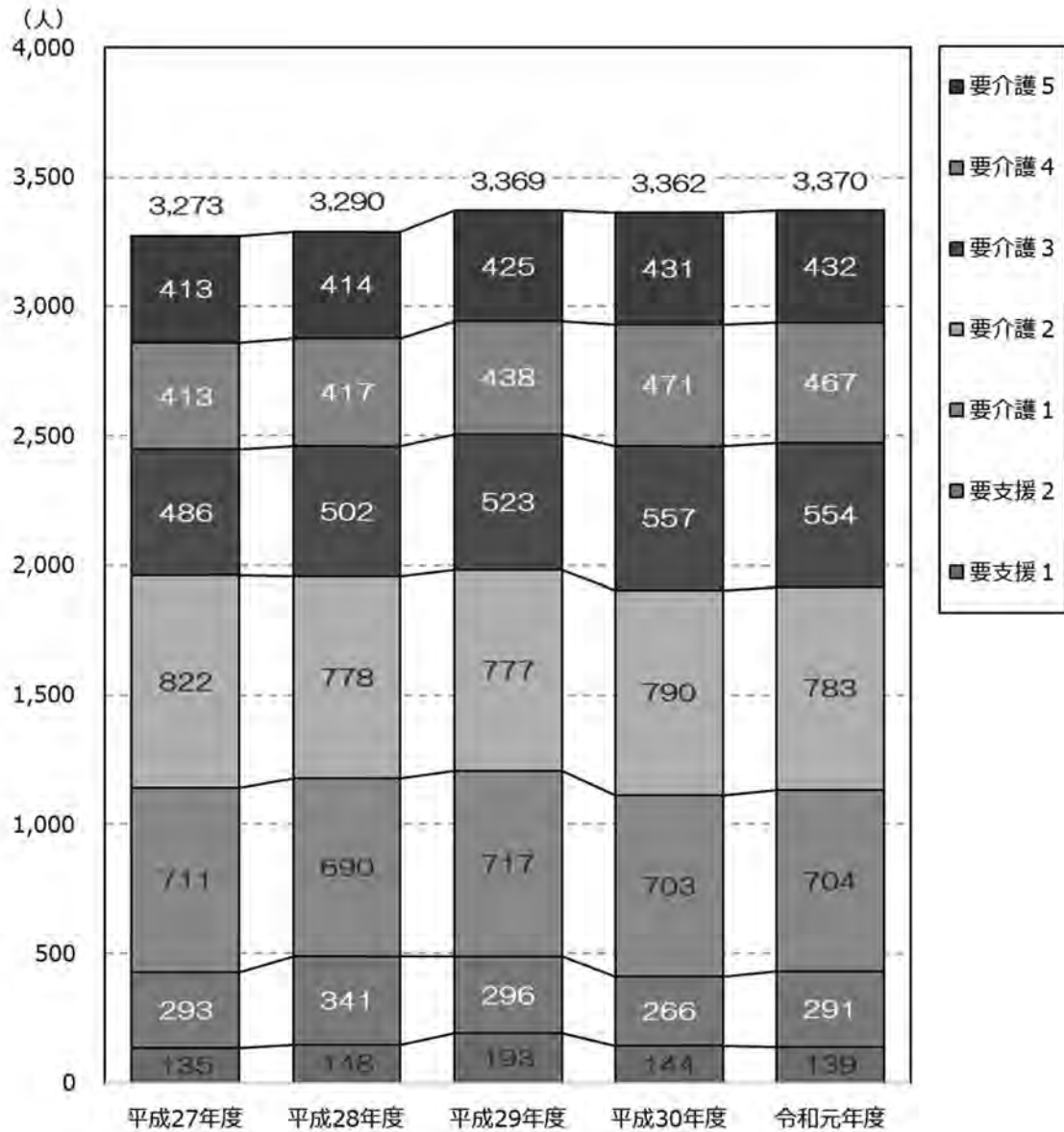
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均（人）
小学校	63	74	85	120	126	94.4
中学校	31	40	38	40	47	39.2
合計（人）	98	114	123	160	173	133.6

資料：教育委員会

(10) 要介護等認定者の推移

要介護等認定者数の推移をみると平成27年から平成29年にかけて増加しましたが、それ以降は横ばいで推移し、令和元年9月末現在では、3,370人となっています。

■図 2-16 要介護等認定者の推移



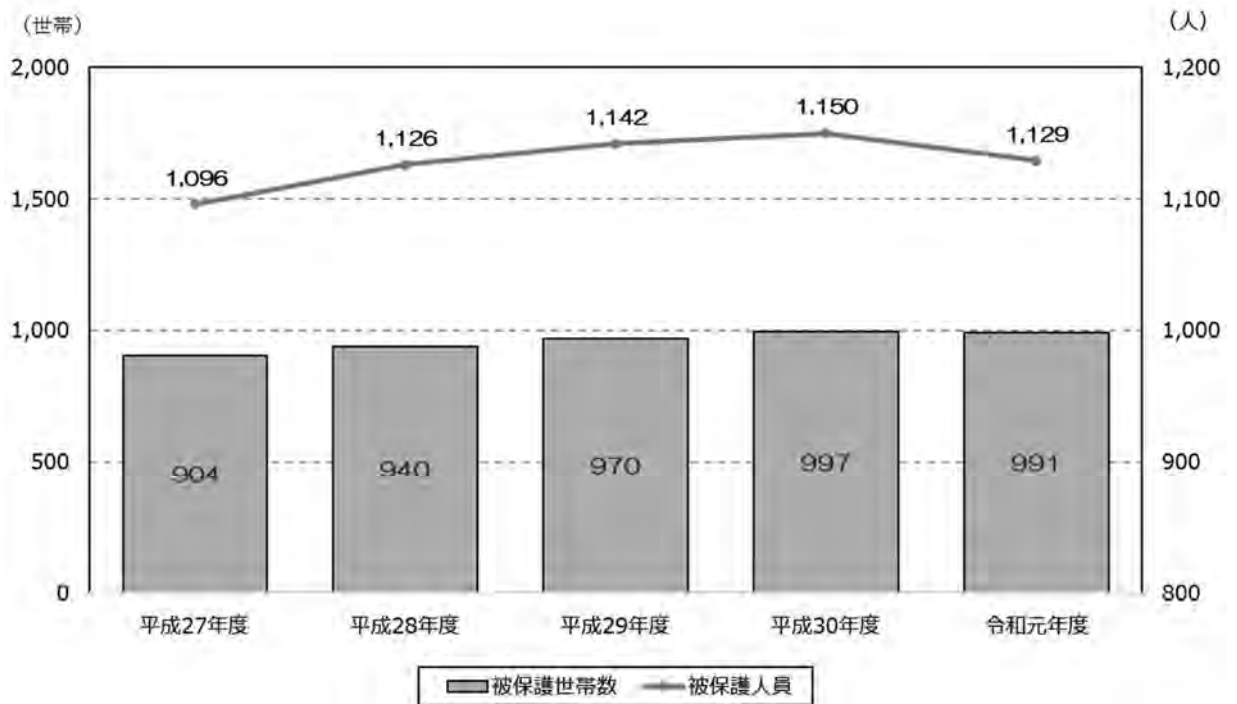
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(11) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、増加傾向で推移し、平成27年度では904世帯でしたが、令和元年度では991世帯となり、87世帯増加しています。

また、被保護人員も同様に増加し、平成27年度では1,096人でしたが、令和元年度では1,129人となり、33人増加しています。

■図2-17 生活保護の状況



資料：生活福祉課（各年度月平均）

(12) 生涯現役プロジェクト事業の状況

高齢者を中心とした市民の地域社会に貢献する活動などを支援する「とわだ生涯現役プロジェクト事業」は活用団体が減少傾向で推移しています。

■表2-4 とわだ生涯現役プロジェクト事業の活用団体の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活用団体数	8団体	6団体	4団体

資料：高齢介護課

(13) 老人クラブの状況

老人クラブの会員数は減少傾向で推移しています。

■表2-5 老人クラブ会員数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数	57クラブ	55クラブ	50クラブ
会員数	1,634人	1,485人	1,307人

資料：高齢介護課

(14) 老人福祉バスの状況

老人福祉バスの運行回数、延べ利用者数は減少傾向で推移しています。

■表2-6 老人福祉バスの利用者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運行回数	89回	80回	71回
延べ利用者数	2,291人	1,927人	1,661人

※令和2年度は11月のみ実施（新型コロナウイルス感染拡大により、事業中止）

資料：高齢介護課

(15) 総合相談の状況

地域包括支援センター、高齢者総合支援室での総合相談件数は増加傾向で推移しています。

■表2-7 総合相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域包括支援センター 年間相談件数	912件	730件	818件
地域包括支援センター 延べ対応回数	2,650回	4,024回	4,121回
高齢者総合支援室 年間相談件数	－	573件	664件
高齢者総合支援室 延べ対応回数	－	1,206回	1,312回

資料：高齢介護課

(16) 成年後見制度の利用支援の状況

成年後見制度利用支援件数は、令和元年度は高齢者5件、障がい者7件です。令和3年度から、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ成年後見制度の利用促進を進めていきます。

■表 2-8 成年後見制度利用支援件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者件数	7件	13件	5件
障がい者件数	3件	8件	7件

資料：高齢介護課、生活福祉課

(17) 地域ほのぼのの交流事業の状況

地域ほのぼのの交流事業は、グループ数、交流協力員数、利用者数はともに減少傾向で推移しています。

■表 2-9 地域ほのぼのの交流事業利用件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
グループ数	18グループ	18グループ	8グループ
交流協力員数	25人	25人	12人
利用者数	18人	18人	8人

資料：高齢介護課

(18) 緊急通報装置設置費助成事業の状況

緊急通報装置設置費助成事業では、利用者数は令和元年度29人が利用しています。令和2年度より「救急医療情報キット配布事業」を新たに創設しました。

■表 2-10 緊急通報装置設置費助成事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置台数	4台	2台	2台
年度末利用者数	32人	37人	29人

資料：高齢介護課

(19) 生活困窮者自立支援制度の支援状況

生活困窮者自立支援制度の支援状況は、年によって変動がありますが、令和元年度では、相談件数35件、就労支援対象者数8人、就労・増収者3人、就労・増収率37.5%となっています。

■表 2-11 生活困窮者自立支援制度の支援状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数(新規)	49件	33件	35件
就労支援対象者数	17人	9人	8人
就労・増収者数	7人	7人	3人
就労・増収率	41.2%	77.8%	37.5%

資料：生活福祉課

(20) 避難行動要支援者名簿登録同意者の状況

避難行動要支援者名簿登録同意者数は、減少傾向で推移しています。

■表 2-12 避難行動要支援者名簿登録同意者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
避難行動要支援者 名簿登録同意者数	1,847人	1,779人	1,688人

資料：生活福祉課

2 地域を支える各種団体等の状況

(1) 町内会

町内会は、地域住民のふれ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力をしていく快適で住みよいまちをつくるため、地域に住む人々の最も身近な自治組織です。令和2年12月末現在、市内には292町内会があります。加入率は、年々減少しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町内会加入率	59.8%	59.7%	59.5%

資料：まちづくり支援課資料

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民や行政・専門家の参加のもと、地域のまちづくりに関する福祉関係機関などとの連絡・調整、調査、企画、事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒の健全育成事業など各種の福祉活動を展開しています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会福祉の増進のため、身近な相談役として地域で様々な相談に応じ、必要な援助が受けられるよう専門機関につなぐ役割などを果たしています。

また、民生委員は、児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊産婦、母子家庭などの心配ごとの相談・支援を行っています。

主任児童委員は、児童委員と連携し、市や児童相談所などの各種機関との連絡・調整を行い、児童福祉の推進に努めています。

令和2年12月末現在、市では民生委員・児童委員が125人、主任児童委員が12人の合計137人が活動しています。民生委員の充足率は年々減少しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民生委員・児童委員充足率	97.3%	96.6%	90.4%

資料：生活福祉課

(4) 主な市民活動、ボランティア団体の状況

令和元年度は、市に登録している市民活動、ボランティア団体はNPO法人を含め387団体あり、保健、医療、福祉、まちづくり、芸術、スポーツなどの様々な分野で活動しています。

また、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、令和元年度は、団体が53団体、個人が80人の合計3,234人が登録しています。

その他にも、保育施設や幼稚園、介護保険サービスや障害福祉サービスを提供する様々な福祉施設などと連携し、子どもから高齢者までの多くの市民が地域福祉を推進しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ボランティアセンター登録者数	3,278人	3,219人	3,234人

資料：社会福祉協議会

※ボランティア：強制ではなく自発的な意思で、他者や社会のために、金銭的な利益を第一に求めない無報酬の活動をする人のことです。一般的には無償で行うものを指しますが、交通費などの実費や少ない対価を受ける有償ボランティアもあります。

※NPO：「Nonprofit Organization」または「Not for Profit Organization」の略で、営利を目的とせず、社会貢献を目的とした民間の組織のことです。日本語では「民間非営利組織」と訳され、狭い意味では、特定非営利活動法人（通称NPO法人）を指しますが、広い意味では、財団法人や社会福祉法人、協同組合といった組織も含まれます。

3

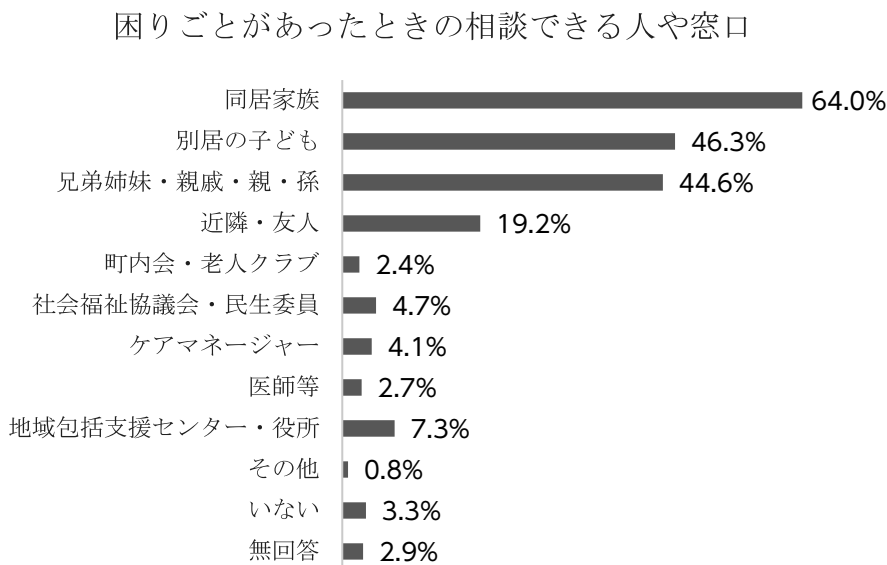
福祉関係アンケート調査による地域福祉の状況

- (1) 健康と暮らしの調査（要介護者1を含む65歳以上の高齢者を対象5,000人、回収3,611人、72.2%）
 - (2) 子ども・子育て支援事業に関する調査（就学前の児童の保護者を対象1,500人、回収933票、62.2%、小学生の保護者を対象600人、回収510人、85.0%）
 - (3) 市民意識調査（市内在住の20歳以上の市民を対象4,000人、回収2,038人、51.0%）
 - (4) 福祉に関するアンケート調査（身体、愛護、精神のいずれかの手帳所持者、障がいサービス利用者300人、回収166人、55.3%）
- ※回答の構成比（%）は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

① 困りごとがあったときの相談先（資料：健康と暮らしの調査）

困りごとがあったときの相談先では、「同居家族」が64.0%で最も多く、次いで「別居の家族」（46.3%）、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」（44.6%）となっています。

■ 図 2-18 困りごとがあったときの相談先（複数回答）

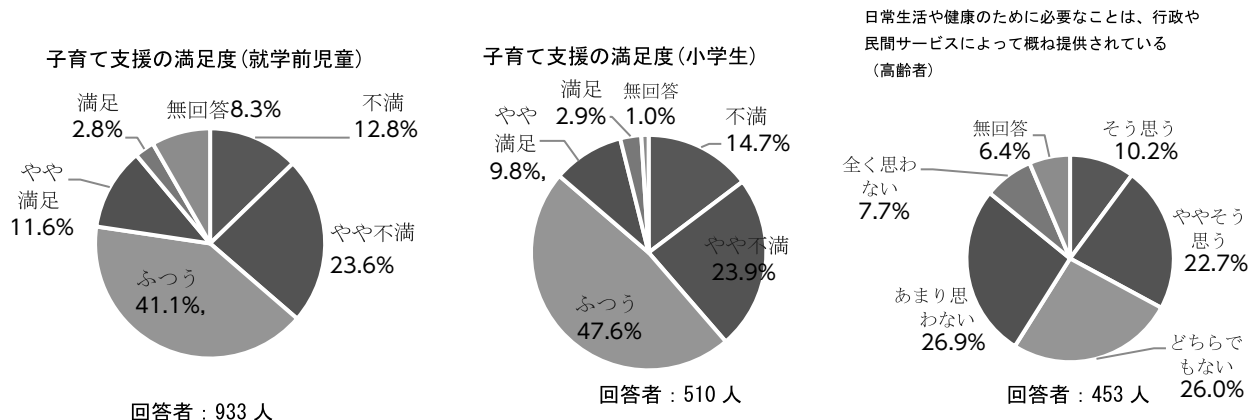


回答者：3,595人

② 満足できる福祉サービスを受けているか（資料：子ども・子育て支援事業に関する調査、健康と暮らしの調査）

市における子育ての環境や支援へ満足しているかでは、就学前児童は「満足」が14.4%、「不満」が36.4%、小学生では「満足」が12.7%、「不満」が38.6%と回答しています。日常生活や健康のために必要なことは、行政や民間のサービスによって概ね提供されていると思うかでは、「そう思う」が32.9%、「思わない」が34.6%となっています。

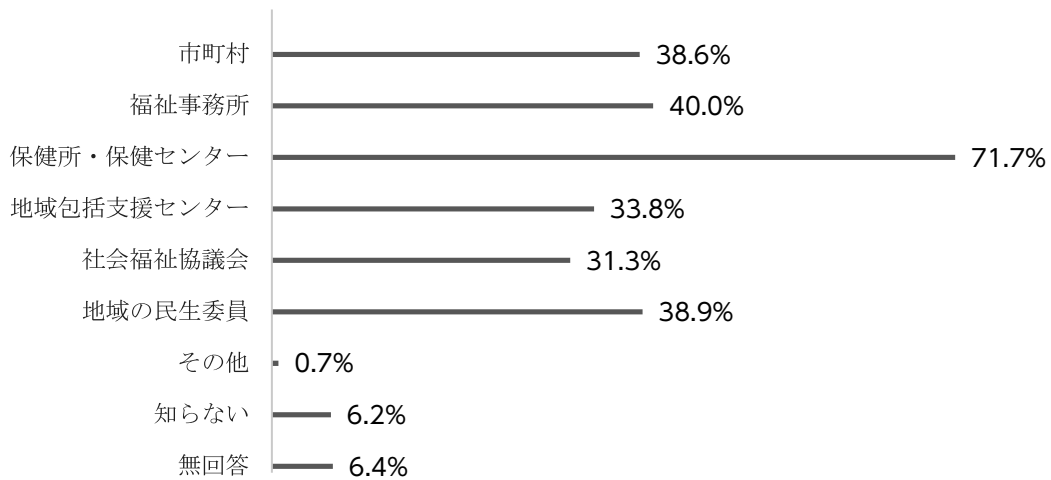
■ 図 2-19 満足できる福祉サービスを受けている



③地域の窓口サービスを知っているか（資料：健康と暮らしの調査）

知っている窓口サービスでは、「保健所・保健センター」が71.7%、「福祉事務所」40.0%、「地域の民生委員」38.9%となっています。

■図 2-20 地域の窓口サービスを知っているか（複数回答）



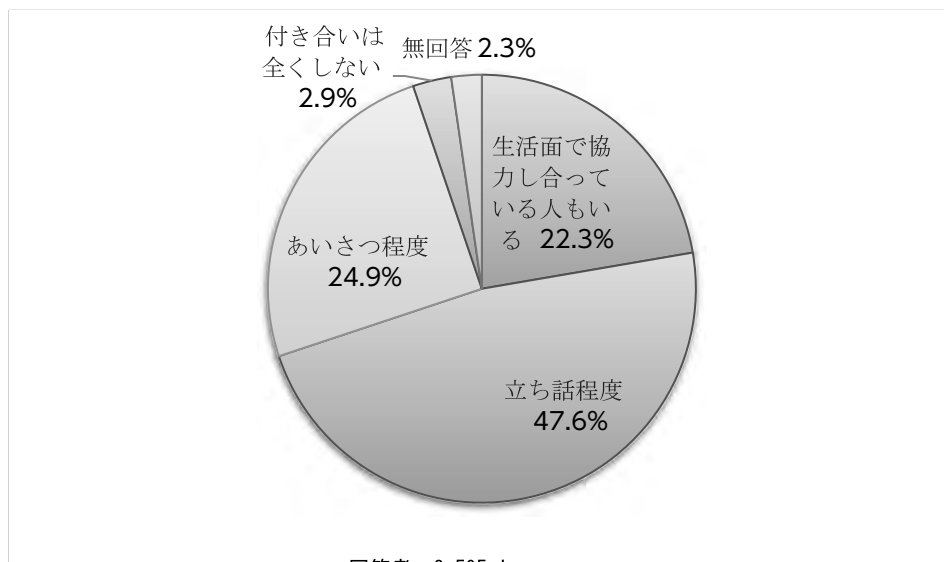
回答者：453人

④近所の人との交流や付き合い（資料：健康と暮らしの調査）

近所の人との交流や付き合いでは、「立ち話程度をする」が47.6%で最も多く、次いで「あいさつ程度の人がいる」(24.9%)、「生活面で協力し合っている人もいる」(22.3%)となっています。

また、「付き合いは全くしない」という回答は2.9%となっています。

■図 2-21 近所の人との交流や付き合い

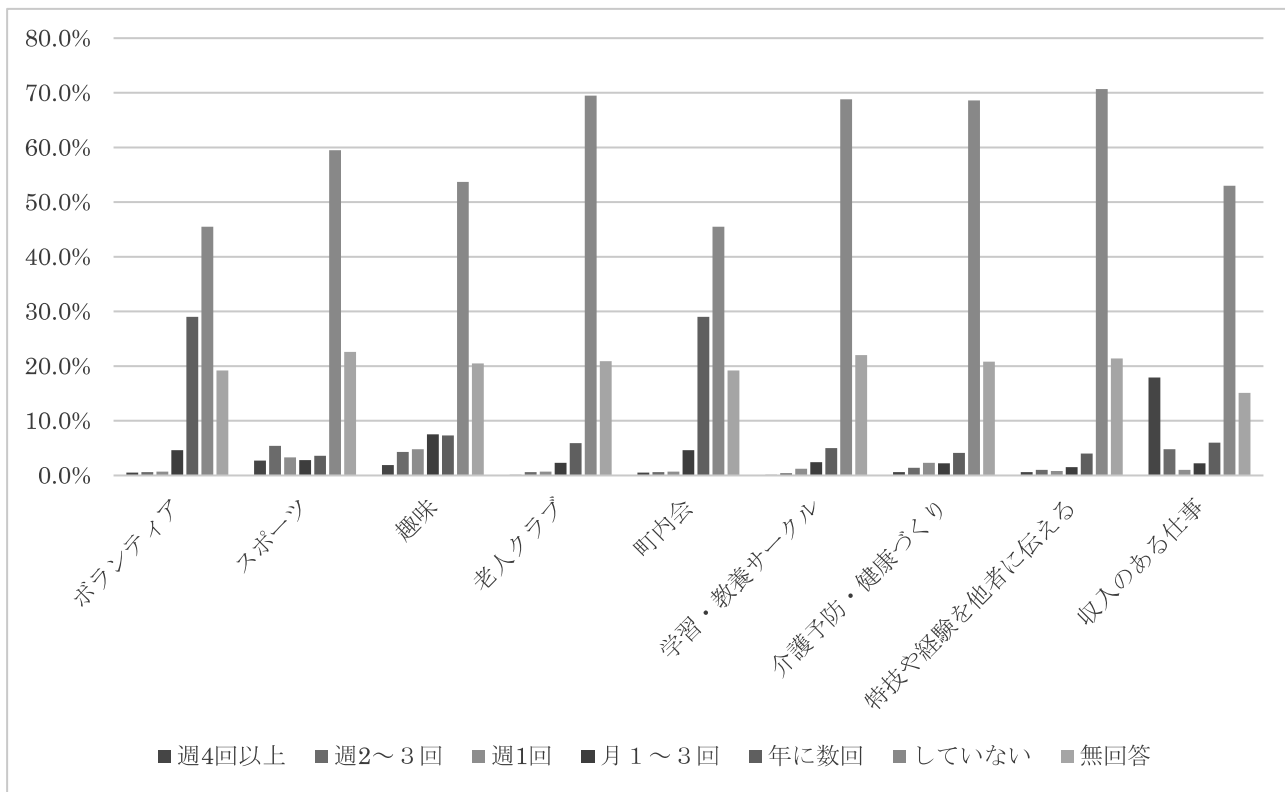


回答者：3,595人

⑤地域で参加している会やグループ（資料：健康と暮らしの調査）

地域で参加している会やグループは、何らかの活動に参加しているは 20%程度、いずれにも参加していないという回答は 60%弱と多い傾向にあります。

■図 2-22 近所の人との交流や付き合い

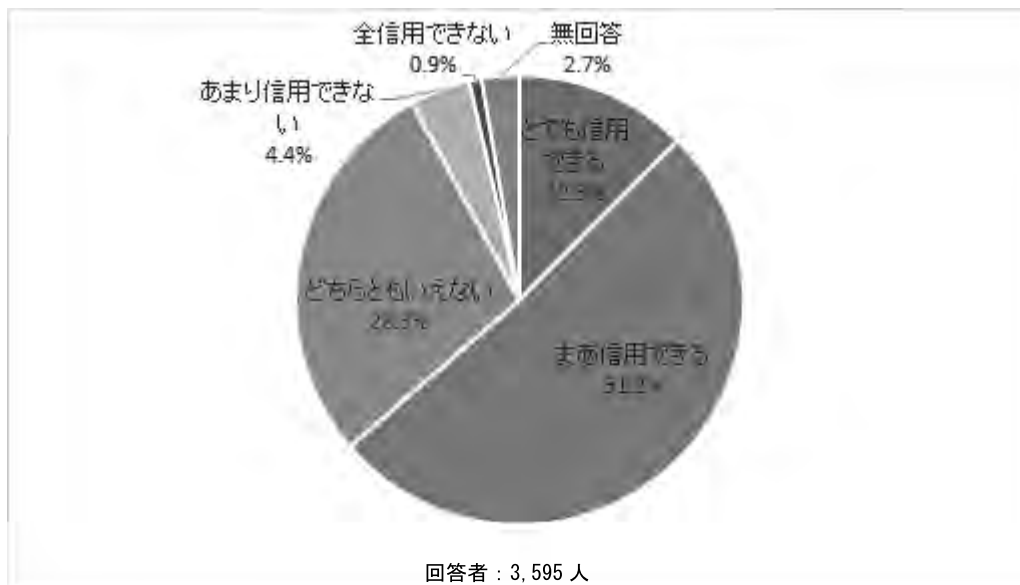


回答者：3,595人

⑥地域の人は一一般的に信用できると思いますか（資料：健康と暮らしの調査）

住んでいる地域で、地域の人が一一般的に信用できるかは 63.7%となっています。

■図 2-23 地域の人は一一般的に信用できると思いますか

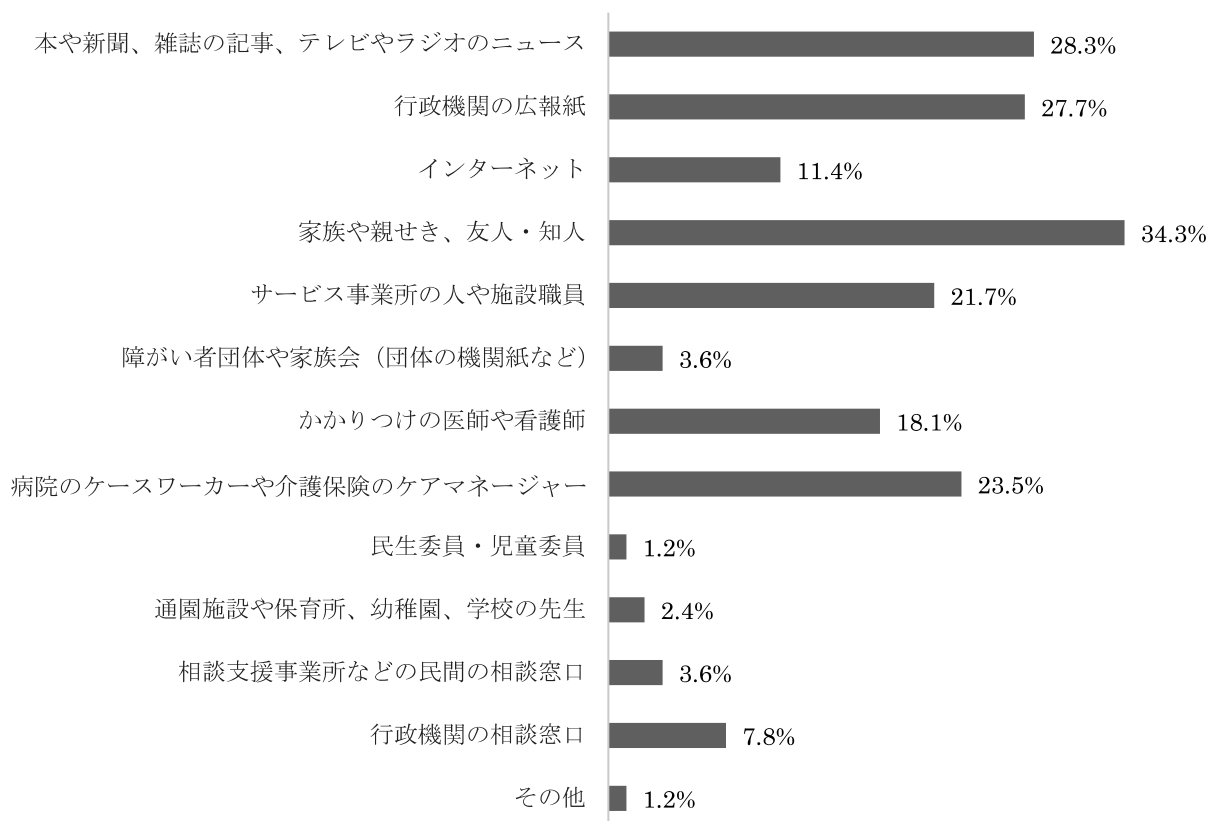


回答者：3,595人

⑦福祉に関する情報の入手先（資料：福祉に関するアンケート調査）

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いかでは、「家族や親せき、友人・知人」が 34.3%と多く、続いて「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報誌」の順になっています。

■図 2-24 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答可）

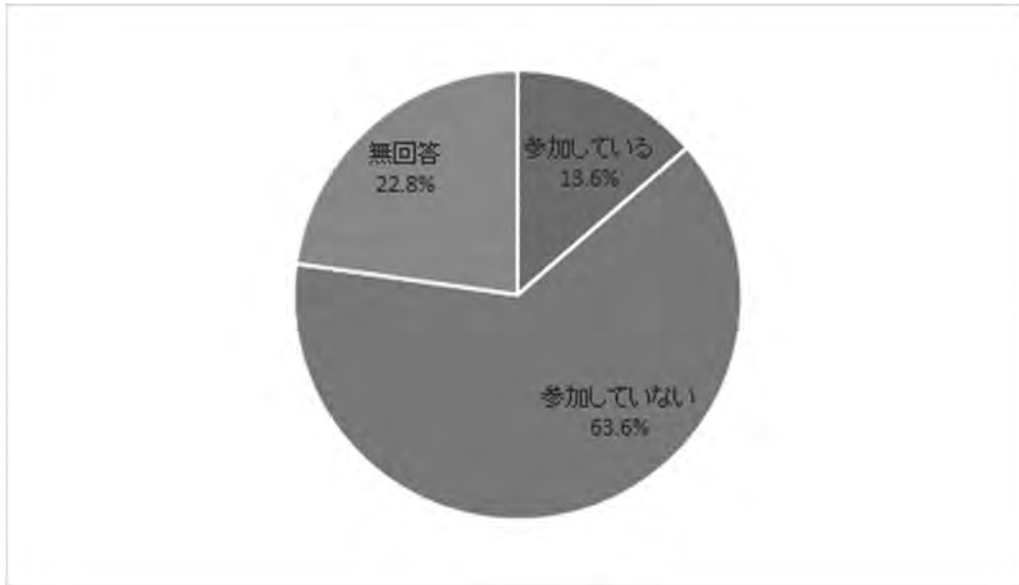


回答者：166人

⑧ボランティア活動に参加したことがあるか（資料：健康と暮らしの調査）

ボランティア活動に参加したことがあるかでは、「参加したことがある」が13.6%、「参加していない」が63.6%と回答しており、参加したことがない人の割合が多くなっています。

■図 2-25 ボランティア活動に参加したことがあるか

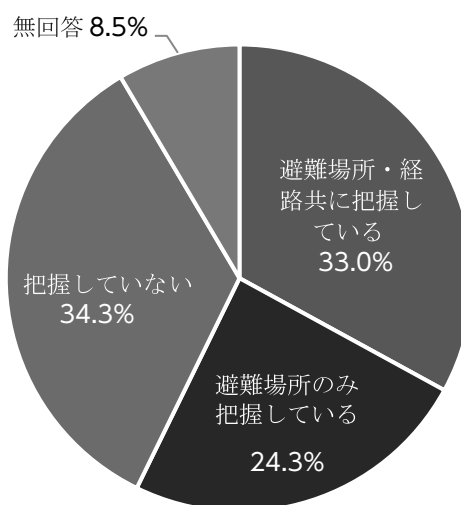


回答者：3,595人

⑨災害時の避難場所を知っているか（資料：健康と暮らしの調査）

災害時の避難場所を把握しているかでは、「避難場所・経路共に把握している」「避難場所のみ把握している」が57.3%、「把握していない」が34.3%と回答しています。

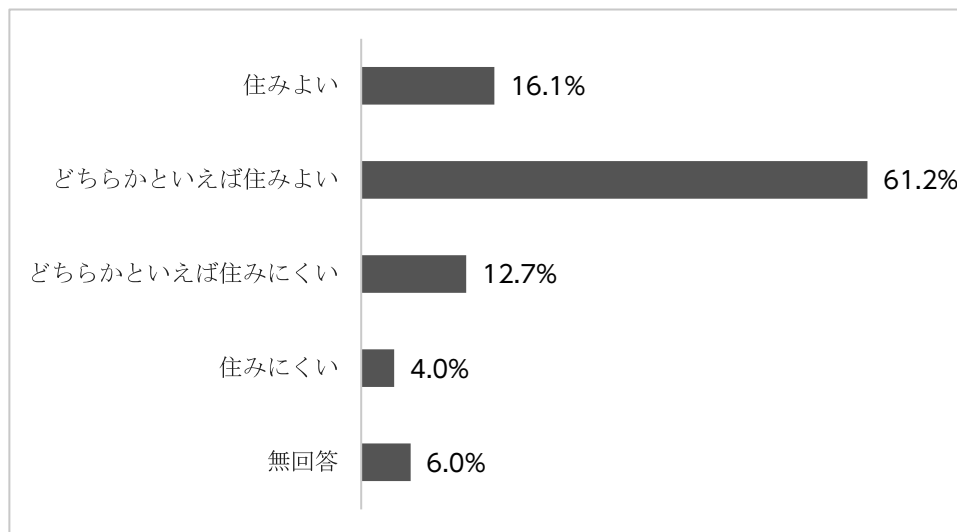
■図 2-26 災害時の避難場所を知っているか



⑩十和田市は住みよいまちだと思うか（資料：市民意識調査）

「住みよい」が16.1%、「どちらかといえば住みよい」が61.2%となっており、合わせて77.3%が住みよいまちだと感じています。一方、「住みにくい」が4.0%、「どちらかといえば住みにくい」が12.7%となっており、16.7%が住みにくいまちだと感じています。

■図 2-27 十和田市は住みよいまちだと思うか



回答者：2,038人

4

アンケート調査等からの課題及び目指すべき方向性

統計資料やアンケート調査から、本市の地域福祉を推進する上での課題及び今後、目指すべき方向性を次の3つに整理します。

①環境づくり：誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとがあったときの相談先では、「同居家族」、「別居の家族」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が多くなっています。高齢者のみの世帯や「一人暮らし高齢者」が増加していることから、各種相談窓口の周知により、本人、家族、地域から窓口につながるよう、連携した体制の強化と、広報、ホームページ等の充実や、福祉関係団体等からの情報発信が必要です。 ● 市における子育ての環境や支援へ満足しているかでは、就学前児童は「不満」が36.4%、小学生では「不満」が38.6%と回答しています。日常生活や健康のために必要なことは、行政や民間のサービスによって概ね提供されていると思うかでは、「思わない」が34.6%となっています。 ● 認知症の方や障がいがある方が地域で安心して暮らすことができるように、適切な財産管理や福祉サービス等の契約など、成年後見制度の活用を含めた権利擁護体制の充実を図る必要があります。 ● 地域包括支援センターの相談件数は年々増加しており、高齢者に対する総合相談支援体制の充実を含め、地域包括ケアシステムを構築する必要があります。 ● 十和田市は住みよいまちだと思うかでは、「どちらかといえば住みにくい」12.7%、「住みにくい」4.0%で、16.7%が住みにくいまちだと感じています。
目指すべき方向性	<p>地域で暮らしていく中で、福祉サービスが必要となった場合には、いつでも自分に合ったサービスを選択し、利用できる環境にあることが重要です。</p> <p>そのため、必要なサービスを必要ときに受けることができるように、利用者主体の福祉サービスの提供体制を構築するため、保健・医療・福祉が連携し、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談・情報提供体制の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住宅、道路、公園、公共施設のほか、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識など、あらゆる分野において、日常生活環境が安全で快適に利用できる人にやさしい取組みを推進する必要があります。</p> <p>認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の権利を守るための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。今後も、制度の周知や利用促進を図っていく必要があります。</p> <p>相談・情報提供体制の充実など総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するために「誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり」に努めます。</p>

②地域づくり：共に支え合う地域づくり

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近所の人との交流や付き合いでは、「あいさつ程度の人がいる」「立ち話程度」が全体の72.5%となっており、「全くしない」を加えると約8割が交流や付き合いが浅く、地域での活動や近所付き合いについての重要性を再確認し、福祉意識の醸成を図ることが必要です。 ●災害時の避難場所を把握しているかについては、「把握していない」が34.0%と回答しており、避難場所の周知が必要です。 ●地域で参加している会やグループでは、「いずれにも参加していない」との回答が約60%です。閉じこもりがちな高齢者の交流の場や親子がつどえる場、新しく転入してきた人でも気軽に参加できるつどいの場の充実と周知が必要です。また、様々な事情で居場所がない子どもや若者を対象とした居場所づくりも必要です。 ●身近な相談相手である民生委員・児童委員は、欠員があり充足率が下がっています。民生委員・児童委員候補者の掘り起こしに努める必要があります。 ●虐待の通告件数は、子ども、高齢者とも増加傾向にあります。迅速かつ適切に対応し事案の早期解決に努める必要があります。
<p>目指すべき方向性</p>	<p>これからの地域福祉は、市民同士の日常的な近所づきあいや交流をとおして、お互いに支え合い、誰もが家庭や地域で尊厳を持ち、その人らしく生き生きとした生活が送れるようにすることが求められます。</p> <p>誰もが地域の問題を自分自身の問題として受け止め、互いに助け合い、支え合いながら解決し、生きがいを持って生活していくことが大切です。</p> <p>また、「セーフコミュニティ」を推進し、事故やケガなどは偶然の結果ではなく、予防できるという国際的な考え方にに基づき、誰もが安全・安心に暮せるよう、地域住民と行政などの協働が必要です。</p> <p>市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合うために「共に支え合う地域づくり」に努めます。</p>

※セーフコミュニティ：事故によるケガ、犯罪、暴力、自殺などを予防するために、行政や組織、団体、市民などが協働で取り組み、その方法を科学的な視点で確認、改善を行っているコミュニティのこと。

③人づくり：地域で福祉を支える人づくり

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動への参加は、「参加していない」が63.6%となっています。ボランティアグループ活動や老人クラブ活動、スポーツや趣味等のグループ活動など、情報の発信と周知を行っていく必要があります。 ● これまで、地域に働きかけてきた集いの場づくりの継続的な支援の他、地域資源の担い手としての役割意識や地域資源の活用を促す研修会等により、助け合いの地域づくりの体制を作っていく必要があります。 ● 過疎化が進む農村地域等は人口が少なく住居も点在し、資源開発や活動の難しさがあるため、支援の方法や内容に工夫をしていく必要があります。 ● 高齢者の生活課題の多くは、介護・福祉分野以外の横断的な取り組みや対策を検討する必要があります。関係機関との連携・協力を得ながら進めていく必要があります。 ● コロナ禍における地域の居場所について検討を進め、地域におけるコミュニケーション機会の確保を進める必要があります。
<p>目指すべき方向性</p>	<p>地域福祉を推進するためには、地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、市民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の醸成を図る必要があります。</p> <p>そのため、お互いを尊重する思いやりの心を持ち、福祉への理解を深め、地域に関わるボランティア活動・NPO活動を促進するとともに、その活動を支援する仕組みづくりの促進が必要です。</p> <p>さらに、地域の福祉活動をより一層推進するためには、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進し、豊かな知識と経験を持った人材を活用するなど、福祉活動を担う人材の育成が必要です。</p> <p>ボランティア団体やNPO法人などをはじめ、地域活動のリーダーを養成する取り組みを促進し、子どもや若者から高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした、地域福祉を担う人材を育成し、「地域で福祉を支える人づくり」に努めます。</p>

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

ともに支え合う 地域共生のまちづくり
とわだ

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もが望む共通の願いです。

そのためには、地域で暮らす様々な人の個性や価値観を認め合い、子どもから高齢者までの誰もがふれ合い、支え合う共生社会の実現が不可欠です。

近年、一人暮らしや高齢者世帯の増加、核家族化の進展によって、住民同士のつながりが希薄化する中では、地域において様々な福祉の課題が生じています。

その課題を解決していくためには、市民一人ひとりのほか、町内会、ボランティア、NPO活動などの取組み、行政の福祉サービスなどの取組みが連携し、協働による地域づくりが求められています。

このことから、「**ともに支え合う 地域共生のまちづくり とわだ**」を本計画の基本理念とし、地域福祉を推進していきます。

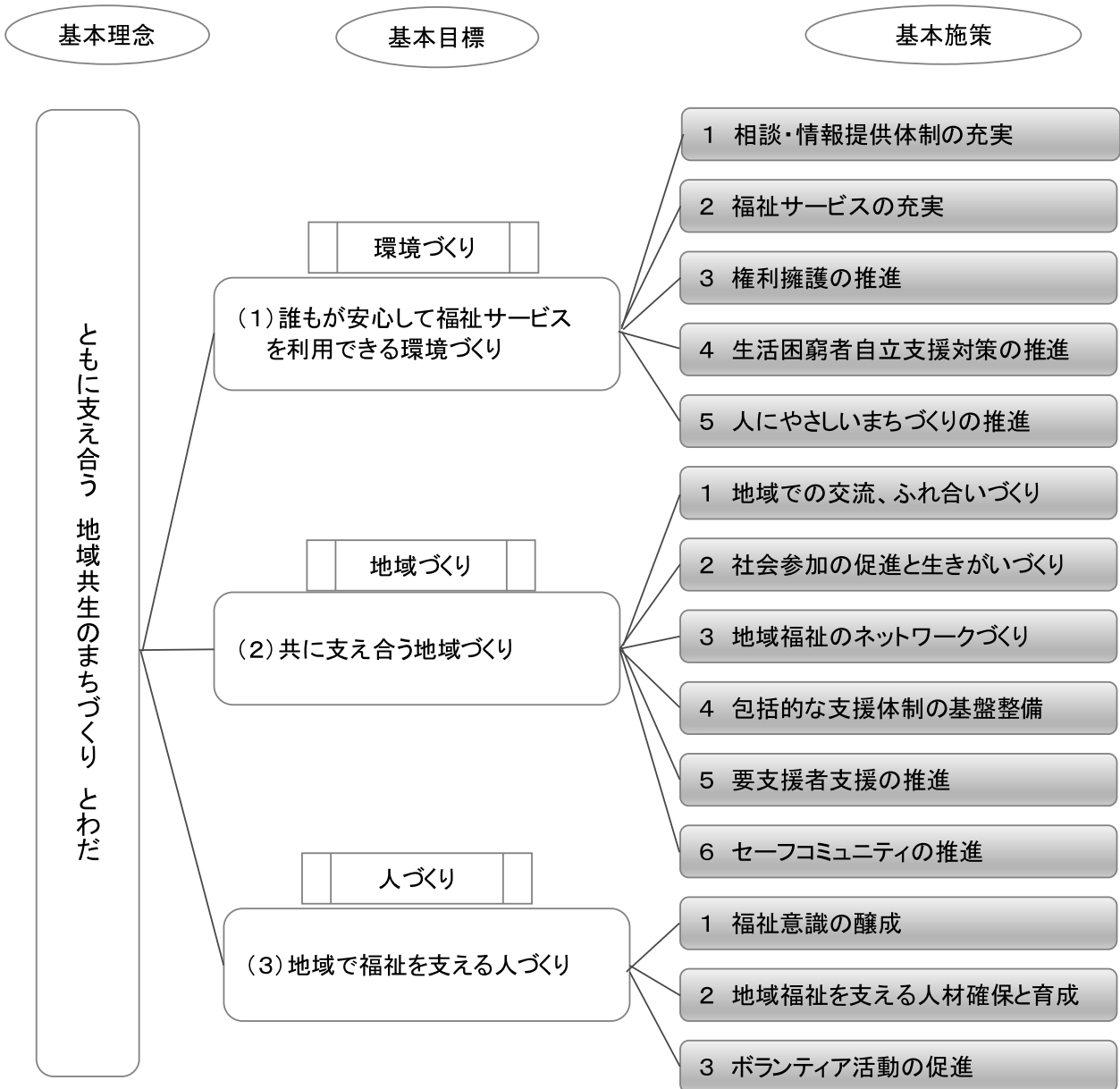
2 計画の基本目標・基本施策

本計画の基本理念を目指すため、「誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり」、「共に支え合う地域づくり」、「地域で福祉を支える人づくり」の3つの基本目標を柱に、基本施策を掲げて地域福祉を推進していきます。

基本目標	基本施策
<p>《環境づくり》</p> <p>(1) 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり</p>	<p>①相談・情報提供体制の充実</p> <p>②福祉サービスの充実</p> <p>③権利擁護の推進</p> <p>④生活困窮者自立支援対策の推進</p> <p>⑤人にやさしいまちづくりの推進</p>
<p>《地域づくり》</p> <p>(2) 共に支え合う地域づくり</p>	<p>①地域での交流、ふれ合いづくり</p> <p>②社会参加の促進と生きがいづくり</p> <p>③地域福祉のネットワークづくり</p> <p>④包括的な支援体制の基盤整備</p> <p>⑤要支援者支援の推進</p> <p>⑥セーフコミュニティの推進</p>
<p>《人づくり》</p> <p>(3) 地域で福祉を支える人づくり</p>	<p>①福祉意識の醸成</p> <p>②地域福祉を支える人材確保と育成</p> <p>③ボランティア活動の促進</p>

3 計画の体系

■図3-1 計画の体系



第4章 地域福祉の推進

1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

(1) 相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

本市では、地域包括支援システム構築に向け、平成30年4月から日常生活圏域ごとに委託型地域包括支援センターを3か所設置し、ネットワーク構築機能、相談窓口機能、権利擁護機能、介護支援専門員支援機能の充実強化に努めてきました。

地域包括支援センターの「総合相談支援」では、高齢者の日常生活の困りごとや親族・近隣からの高齢者に関する相談について、必要に応じて訪問等地域に根ざした支援をしております。

また、地域子育て支援拠点事業において、家庭での悩み等の解消のための相談事業を実施しております。令和2年度に「子育て世代親子支援センター」を設置し養育支援に努めております。

健康を維持するために身体の健康だけではなく、こころの健康が重要であることから保健センターでは、各種相談事業を実施することにより、市民一人ひとりが自身の健康状態に関心を持ち、自身のストレス解消法をみつけられるよう相談できる体制づくりの整備が求められます。

困りごとがあったときの相談先では、同居家族など身内が多くなっています。高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者が増加していることから、本人、家族、地域から窓口につながるよう、市の広報紙やホームページを活用し、各種相談窓口、地域包括支援センターなど各種福祉窓口の役割について更なる周知を図ることにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、必要な情報を届けるような施策が必要です。

さらに、サービス利用者からの相談の中には、専門的・横断的な対応が必要な場合や、既存の公的サービスや民間サービスだけでは対応が難しい場合もあります。地域住民の潜在的なニーズを把握し、公的なサービスのほか、民生委員・児童委員との連携、市民やボランティア団体、NPO法人などによる生活支援サービスの提供体制の構築が重要となります。



【主な施策】

- ・総合相談・生活支援の相談支援体制の整備
- ・福祉情報の提供体制の整備

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解に努めましょう。 ●民生委員・児童委員のみならず、市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めましょう。 ●悩みをひとりで抱えず、身近にいる相談支援に携わる人や、行政・関係機関の相談窓口を利用しましょう。 ●地域で情報が届きにくい人に対して、普段からコミュニケーションをとるよう心掛け、必要な情報を伝達しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者自らが福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会などの相談窓口と積極的に情報交換しましょう。 ●人が集う機会を利用し、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けましょう。 ●身近な悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員との連携などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、必要な情報が必要な人に行き届くよう努めます。 ●専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、研修などを通じて職員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。 ●窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じた相談に努めます。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
高齢者総合相談件数	1,482件		1,700件以上
ふれあい相談所相談件数	77件		125件以上

(2) 福祉サービスの充実

【現状と課題】

現在の福祉制度は、高齢者、障がい者、児童といった対象者ごとに区分されており、対象者本人やその家庭の生活課題を解決するための総合的な支援について行き届かないところがあり、対象者をはじめとした利用者の視点よりは、提供者の視点によってサービスの提供等の支援が行われることがあります。

その上、住み慣れた地域で安心して暮らすため、一人ひとりの福祉課題について、地域での生活者としての視点に立ち、利用者の生活形成に沿ったサービス提供も重要となっています。

市における子育ての環境や支援へ満足しているかでは、「不満」が就学前児童では36.4%、小学生では38.6%、日常生活や健康のために必要なことは、行政や民間のサービスによって概ね提供されていると思うかでは、「思わない」が34.6%となっています。

多様化する福祉ニーズを的確に把握し、サービスの質を高めるとともに新たなサービスを開拓することによりサービスの充実を図り、利用者一人ひとりが求めるサービスを選択できるように環境を整えることも必要です。

さらに、福祉サービスを必要とする人の中には、判断能力の低下などによりサービスの選択ができない人がおり、このような人を支援するための日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の促進を図ることに加え、福祉サービスの利用に際し、利用者が弱い立場となる場合があり、サービスに対する要望、苦情を確認する仕組みも必要となっています。


【主な施策】

- ・市各種福祉計画の実施、各種福祉サービスの拡充
- ・サービス利用に関する相談、苦情の迅速な対応

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう。 ●身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などにつないで、サービス利用を勧めましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア団体、NPO 法人などは、地域の福祉ニーズに対応したサービス、事業の展開を検討しましょう。 ●利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供に努めましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●市で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各種福祉サービスの拡充に努めます。 ●サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。 ●必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。 ●新たな福祉ニーズの把握に努め、その対応策を検討します。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
日常生活に支援が必要な人が、十分なサービスを受けているかで「十分な福祉サービスを受けていると思う」、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」と回答した割合（アンケート調査）	32.9%		35.0%

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

認知症や知的・精神障がいのある場合など、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活を支援する制度として、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が社会福祉協議会によって実施されており、今後も引き続き、事業の普及啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

なお、成年後見制度の利用促進については、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を踏まえ進めていきます。

また、福祉サービスを利用した場合、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。

このような苦情は、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、中には事業者との話し合いで解決できない場合や、直接苦情を伝えるににくいなど、話し合いができない場合も考えられます。そのような場合には、青森県社会福祉協議会に設置されている「青森県運営適正化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、市や県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出をすることも認められています。

このような苦情解決体制が整備されていることを周知し、迅速な問題解決に努めるとともに、サービスの質の向上を図ることが重要となります。


【主な施策】

- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進
- ・ サービス利用に関する相談、苦情の迅速な対応

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会のホームページなどを通じて、日常生活自立支援事業の内容について理解を深めましょう。 ● 必要に応じて、権利擁護のための制度を活用しましょう。 ● 日常生活の困りごとのある人に対し、相談窓口などの活用を勧めましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなげましょう。 ● 社会福祉協議会との連携のもと、判断能力に不安を持つ人の人権を守るため、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、証書などの書類預かりなどの支援を行う日常生活自立支援事業の周知を図りましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページなどで、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、問題発生時には迅速な解決に努めます。 ● サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付など迅速な対応に努めます。 ● 日常生活に不安がある人、障がい者、高齢者が地域において安心して生活できるよう、成年後見制度等の利用促進を図り権利擁護の取組を進めます。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
市の福祉サービスについてどの程度知っているかで「ほとんど知らない」と回答した割合 (アンケート調査)	6.2%		0.0%

十和田市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の概要

○成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度	既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人を決めておく制度です。

取り組み内容

○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

市は、相談窓口の充実を図り、成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を実施します。

○成年後見制度利用に係る助成

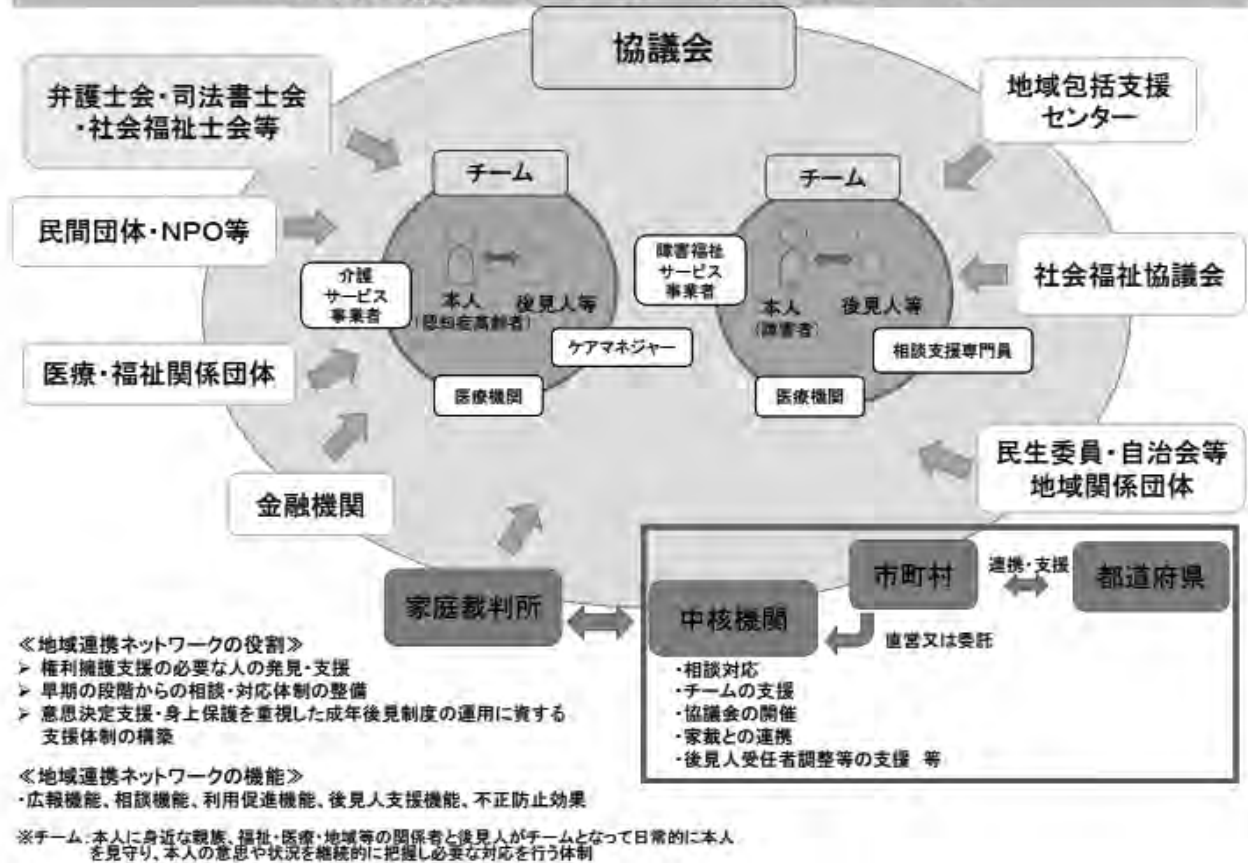
市は、成年後見制度を利用するにあたり、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や報酬助成等を実施し、利用の支援を行います。

○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、各関係団体と分担・調整しながらネットワークづくりを進めます。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

地域連携ネットワークのイメージ



厚生労働省資料

(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

【現状と課題】

これまで、生活困窮者の自立に向け、生活福祉課に「自立相談支援窓口」を開設し、民生委員・児童委員やハローワーク、社会福祉協議会ほか関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯による相談が増えています。また、その影響が収まっていないため今後も相談者が増加することが見込まれます。このことから、生活に困窮する方や自殺の危険性が高い方を早期に発見し、支援につなげるため、各関係機関とのより一層の連携を図り、自立支援に向け取り組む必要があります。

また、地域において自ら生活困窮者自立支援制度を利用することが難しい生活困窮者を早期に把握し支援することができるよう、地域住民、行政、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの連携に取り組む必要があります。


【主な施策】

- ・生活困窮者自立支援制度の周知、早期把握・発見
- ・就労その他自立に向けた相談支援、就労支援

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者への支援制度について理解を深めましょう。 ●一人で悩まず相談しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で孤立しがちな人を、地域で気づき合える環境をつくりましょう。 ●支援が必要な人に対し、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携のもと、相談をはじめ、公的支援制度への適切な利用につなげましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。 ●福祉だけでなく、健康や教育など、多様な分野が連携し、既存の各種相談事業や訪問事業などを通して、生活困窮状態にある人の早期把握・早期発見に努めます。 ●生活保護に至る前の段階の失業者など、経済的支援を必要とする生活困窮者を早期に支援するため、ハローワークと連携し、就労、その他の自立に関する相談支援を行います。 ●生活困窮者から相談があった場合、各種福祉サービスや支援事業、成年後見制度などの公的支援制度の適切な利用につなげます。 ●貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援の推進に努めます。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
生活困窮者が就労（増収）により自立した割合 (就労・増収率)	37.5%		75.0%

(5) 人にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や生活環境を整備し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できるよう「人にやさしいまちづくり」が必要です。

十和田市は住みよいまちだと思いかでは、16.7%が「住みにくい」と感じています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住宅、道路、公園、公共施設のほか、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識など、あらゆる分野において、日常生活環境が安全で快適に利用できる人にやさしい取組みを推進する必要があります。

また、市民一人ひとりが他人事ではなく、自分にも関わる大事なことであると自覚し、お互いに助け合い、理解しあえる心のバリアフリー化が必要です。地域全体で高齢者や障がい者などを支え、市民一人ひとりの理解と協力し合える、「人にやさしいまちづくり」の実現に向けて推進していくことが重要となります。


【主な施策】

- ・ 公共施設などのユニバーサルデザインの推進
- ・ バリアフリー化など住環境の整備促進

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none">●地域で危険箇所を発見したときは町内会や行政に情報提供をしましょう。●杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪を行わないようにしましょう。●お互いに支え合い、助け合い、心のバリアフリーを実践しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none">●研修会や会議、キャップハンディ体験学習などを通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発しましょう。●地域で不便な箇所などについて把握し、その改善策について検証してみましょう。●地域で心のバリアフリーに取り組みましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none">●「人にやさしいまちづくり」、「ユニバーサルデザイン」について、広報紙やホームページなどを通じて啓発に努めます。●公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
十和田市は暮らしやすいまちかで「暮らしやすいと思う」、「まあまあ暮らしやすいと思う」と回答した割合（アンケート調査）	77.3%		95.0%

※キャップハンディ体験：障がいなどのハンディキャップを持った人の状況を疑似体験すること

2 共に支え合う地域づくり

(1) 地域での交流、ふれ合いづくり

【現状と課題】

近年、地域への関心がない人や地域とのかかわりを持たない人が増加し、身近な地域における交流の機会が減少しています。

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての市民が安心して暮らせるよう、日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

近所の人との交流や付き合いでは、「あいさつ程度の人がいる」「立ち話程度」が全体の72.5%となっており、「全くしない」を加えると約8割が交流や付き合いが浅いことがわかります。地域での活動や近所付き合いについての重要性を再確認し、福祉意識の醸成を図ることが必要です。

また、地域での支え合いを推進するためには、身近な地域に暮らす住民同士のふれ合いや交流活動が活発に行われることが重要なことから、世代を超えたふれ合いの機会を充実させるなど、参加しやすい地域での交流活動を通して、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる居場所づくりが必要です。

地域で手助けしてほしいことや地域でできることが日常的に行われ、高齢者の孤立死といった悲惨なケースが起こることのないよう、今後も、社会福祉協議会、町内会などの地域団体と連携し、地域福祉の担い手の発掘、活動の場の提供により充実した見守り体制の整備が求められます。


【主な施策】

- ・地域での親同士の交流などの交流・ネットワークづくり
- ・多世代の交流の機会づくり

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけましょう。 ●地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。 ●地域の行事やイベントなどに、積極的に参加しましょう。 ●隣近所の人と協力して、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある人や子育て世帯など、日頃から見守りや支援が必要と思われる人のことを気にかけて、あいさつや声かけをしましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもと高齢者を対象とした世代間交流など、様々な交流の場を企画してみましょう。 ●地域の子どもたちが通う学校での行事に参加するなど、学校を通じて交流を図っていきましょう。 ●集会施設などを地域の交流の場として活用しましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センターなどで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。 ●市民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く周知を図り、交流を促進します。 ●高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
近所付き合いで「ほとんど近所の付き合いはない」と回答した割合（アンケート調査）	2.9%		2.9%以下

(2) 社会参加の促進と生きがいづくり

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本市で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。

地域で参加している会やグループでは、「いずれにも参加していない」との回答が60%弱と多い傾向にあります。閉じこもりがちな高齢者の交流の場や親子がつどえる場、新しく転入してきた人でも気軽に参加できるつどいの場の充実と周知が必要です。また、様々な事情で居場所がない子どもや若者を対象とした居場所づくりも必要です。

本市では、市広報紙や市ホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

社会福祉協議会においても、社協広報紙や社協ホームページでの情報提供等による啓発に取り組んでいます。

身近な地域で生きがいの場を持つことは、一人ひとりの豊かな人生の時間ができる機会となります。そのため、社会福祉協議会、町内会などの地域団体と連携し、地域福祉の担い手として、また、高齢者が地域社会の一員として、生き生きとした活動が行えるための生きがいの場づくりが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える大きな課題でもあることから、市の関係各課の連携はもちろんのこと、市民や関係機関などとも協働し、生きがい活動の促進を図ることが重要となります。


【主な施策】

- ・講演会やイベントなどの開催情報の提供
- ・地域団体や老人クラブなどによる活動の支援

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●自らの意思で、生涯学習や就労など、生きがいに努めましょう。 ●自らの知識や技術、経験を広く地域に伝えるために積極的に行動しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座の開催など学習の機会を提供しましょう。 ●社会福祉協議会、町内会などの地域団体が連携し、地域福祉の担い手として、高齢者の生きがいの場を提供しましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会やイベントなどの開催情報や地域活動などを広く市民に情報発信します。 ●高齢者の仲間づくりや生きがいを推進するため、地域団体や老人クラブなどによる活動を支援します。 ●すべての市民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベントなどを開催しながら、地域活動の普及・推進を図ります。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
地域活動に参加しているかで「参加している」と回答した割合（アンケート調査）	22.2%		53.0%

(3) 地域福祉のネットワークづくり

【現状と課題】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。

本市では、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動していますが、アンケートでは、地域の民生委員・児童委員の認知度は38.9%となっています。地域では、高齢者、障がい者、子育て家庭などの支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに取り組んでいますが、民生委員・児童委員の欠員による充足率が下がっており、町内会など地域の協力を得ながら候補者の掘り起こしに務める必要があります。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠となります。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や、住民と関係機関・団体などをつなげていく中核的な組織としての役割が求められています。

本市では社会福祉協議会、市民や民生委員・児童委員、福祉団体、関係者など関係機関・団体との連携のもと、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んできました。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っていることから、今後も市との連携強化を図り、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

こうしたことから、市民一人ひとりが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア団体、福祉施設、医療機関などが連携し、一体となって問題を解決していくためのネットワークを地域でつくり上げていくことが重要となります。



【主な施策】

- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動の周知
- ・福祉活動の情報提供

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが社会福祉協議会や民生委員・児童委員の支援活動に関心を持ちましょう。 ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員や福祉活動をしている人や団体の活動やイベントへの参加や協力をしましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の町内会や地域の団体、社会福祉協議会が合同で、見守りや子育て支援、イベントを実施するなど、地域間の連携を深めましょう。 ●隣近所同士、町内会の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有しましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの役割・活動について、広く周知を図ります。 ●社会福祉協議会や地域の福祉活動団体の情報提供などを行い、団体間の交流・連携を促進します。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
十和田市社会福祉協議会を知っているかで「名前も活動も知っている」と回答した割合 (アンケート調査)	31.3%		31.3%以上
地域の民生委員・児童委員を知っているかで「地域の民生委員・児童委員さんを知っている」と回答した割合 (アンケート調査)	38.9%		38.9%以上

(4) 包括的な支援体制の基盤整備

【現状と課題】

「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」によると、総人口は平成27年に比べ令和7年には6,182人減の57,247人と推計され（図2-4）、人口減少は増加する一方で、高齢者のみの世帯の増加が顕著となっています。

そこで、高齢者に対する地域支援事業の充実のため、平成30年4月から日常生活圏域ごとに委託型地域包括支援センターを3か所設置し、ネットワーク構築機能、相談窓口機能、権利擁護機能、介護支援専門員支援機能が、身近な圏域で行えるようになりました。今後も、各地域包括支援センターとの連携を図り効率的・効果的な運営ができるよう役割を分けた、きめ細やかな支援が求められます。

また、保護者が昼間にいない家庭、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」の体制を整えていくことが重要です。

更には、罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに地域社会で孤立させない体制づくりも必要です。

現在、高齢者や障がい者、子どもなど、それぞれ対象者ごとの相談窓口が設置されているほか、生活困窮者自立相談、行政相談、人権相談など相談内容ごとの相談事業も実施されていますが、相談窓口が市民の身近にあり、相談しやすい環境を整え、困りごとが解決できるように、どこの相談窓口からも支援につながる相談機関の相互連携等の体制づくりを推進が必要です。

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

また、必要な支援を包括的に提供するという、「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野だけでなく、児童や障がい者、生活困窮者など、他の福祉分野にも応用し、地域の資源を最大限に活かしていくことが必要です。

【主な施策】

- ・ 包括的な支援体制の整備
- ・ 町内会などの地域活動の支援体制整備の推進

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で孤立しないよう、日頃から地域活動に参加しましょう。 ●隣近所の人とわからないことを気軽に相談できる関係性を築きましょう。 ●地域で生活のしづらさを抱えている方がいないか気にかかけましょう。 ●困りごとや心配なことがあるときは、積極的に相談窓口を利用しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●近所で困りごとや心配事を抱えている人を見かけたら見守りを心掛け、相談窓口につなぎましょう。 ●民生委員・児童委員や地域包括支援センターなど、相談支援窓口を周知しましょう。 ●自ら相談できない人へ支援がつながるよう、行政や関係機関と連携し、体制づくりに協力しましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの関係機関や相談窓口と連携し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、包括的な支援体制づくりに努めます。 ●様々な媒体を通じて、福祉サービスについての総合的でわかりやすい情報を提供し、市民のサービス選択を支援します。 ●安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、再犯防止施策を推進します。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
包括的な支援体制づくり	支援体制の検討		強化

(5) 要支援者支援の推進

【現状と課題】

風水害や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本市では、「十和田市地域防災計画」に基づき、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、「駒らんメール」での情報発信など災害発生時の情報連絡体制など地域での防災体制の強化、自力では避難できない障がい者や高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の整備など避難行動要支援者対策に取り組んできました。

アンケートでは、地域の避難場所を「知っている」が57.3%と5割を超えていますが、防災対策にあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、避難行動要支援者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がいのある人が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

災害時の支援において、求められる支援に適切に応じるためには、支援を必要とする人の情報が、早期に的確に支援する人や関係機関に提供されることが重要です。

災害時の避難所生活において、身体的ケアやコミュニケーション支援など特別な配慮を必要とする障がい者や高齢者などが、安心して避難生活することができるよう、令和2年12月末では、市内で社会福祉施設などを運営している20事業者（39施設）と、福祉避難所の確保に関する協定を締結し、迅速に支援することができる体制を整備しています。

今後も災害時における安否確認や情報提供などが迅速かつ的確にできるように防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難を手助けする支援者を定めるなど、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。


【主な施策】

・避難行動要支援者名簿の活用

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。 ●災害発生時にすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきましょう。 ●自力では避難することが困難な高齢者や障がい者は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時などの緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で対応できる体制を築きましょう。 ●自主防災組織を組織し、災害発生時や緊急時に支援し合える体制を整えましょう。 ●高齢者や子ども、障がい者などの支援の必要な人を交えて避難訓練を実施し、地域で防災意識を啓発しましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。 ●地域と協働して避難行動要支援者名簿の普及、啓発を図ります。 ●ヘルパーや手話・点字通訳者などのネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。 ●要支援者が安心して避難生活ができるよう社会福祉施設などと連携し、福祉避難所の取組みを推進します。 ●災害発生時などの緊急時に必要となる様々な対応を想定して、防災訓練を行います。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
災害時の避難場所を知っているかで「知っている」と回答した割合（アンケート調査）	57.3%		67.0%

(6) セーフコミュニティの推進

【現状と課題】

本市は、平成21年8月に世界で159番目、国内で2番目にセーフコミュニティの認証を取得し、「事故やケガは偶然の結果ではなく、予防できる」という国際的な考え方に基づいて、市民、行政、関係機関などとの協働により、セーフコミュニティ推進懇談会、外傷サーベイランス懇談会、8つの領域別対策部会を設置し、外傷予防を目的に、すべての市民が安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進しています。

子どもや高齢者などが事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、警察などによる防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連携に基づいた防犯力を高めていくことが必要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待や高齢者虐待などの人権侵害は表に出ることなく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。各種相談機関や相談窓口もありますが、被害者が子どもや高齢者、障がい者などの場合、自ら通報すること自体が困難な場合もあります。

配偶者からの暴力、子どもや高齢者などに対しての家族や施設などにおける虐待は、暴力や虐待を受けている人に対する重大な人権侵害行為であり、いち早く発見、通報できるように、地域との連携を密にするとともに、通報があった場合は、安全確保のために迅速な対応が必要です。

また、本市ではこれまで「健康とわだ21」に基づき、「一人ひとりの生命をお互いに大切にしよう」の理念のもとに、こころの健康づくりを推進してきましたが、国、県と比較して自殺死亡率が高い状況にあり、継続した自殺対策に取り組むことが必要です。

平成28年4月、自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられ、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない十和田市」の実現を目指し、「十和田市自殺対策計画」を策定しました。

平成28年の自殺死亡者数は22人で、人口10万人当たりで見ると、35.0人となっており、国（16.8人）、県（21.0人）と比べて高い状況にあります。自殺の背景には、うつ病などの心の病気のみならず、生活困窮、育児、介護の疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が自殺の背景と言われており、自殺予防対策に取り組むことが必要です。

今後も、市民、行政、関係機関などとの協働によるセーフコミュニティの取組みを推進し、虐待や自殺、交通事故などによる事故やケガを予防する安心・安全なまちづくりに努めていくことが重要となります。


【主な施策】

- ・セーフコミュニティの普及・啓発
- ・犯罪被害についての情報提供、予防意識の啓発
- ・自殺やうつ病に関する相談支援体制の充実

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯知識を身につけ、自らの安全確保をはじめ身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。 ●防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。 ●DVや虐待予防などに関心をもち、虐待の疑いがある場合には、速やかに関係機関に通報するように努めましょう。 ●うつ病などの心の病気について学び、心の健康づくりに努めましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で子どもや一人暮らしの高齢者、障がい者などに声をかけ、見守りましょう。 ●防犯につながる情報を行政や警察などから収集し、地域で情報共有を図りましょう。 ●DVや虐待に関する情報があつた場合には、速やかに関係機関へ連絡しましょう。 ●地域で、こころの健康やストレスの対処方法について学ぶことができる、各種講座を活用しましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●セーフコミュニティの普及・啓発に努めます。 ●若者や高齢者などを狙った特殊詐欺の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。 ●DV、児童や高齢者の虐待などの防止・早期発見・早期対応に向けて、市民に周知と協力の啓発を行い、防止体制の強化を図ります。 ●保健・医療・関係機関と連携し、こころの健康に関する相談支援体制の充実を図ります。また、市民や団体への知識の普及・啓発を行い自殺予防に努めます。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
災害時の避難場所を知っているかで「知っている」と回答した割合（アンケート調査）	57.3%		67.0%

3 地域で福祉を支える人づくり

(1) 福祉意識の醸成

【現状と課題】

近年、少子高齢化の進展、核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、住民同士のつながりが希薄化し、地域の中で助け合うという「共助」の意識が薄れつつあります。

身近な地域で、困難や課題を抱える人たちに気付き、何らかの支援につなげていくことができる地域を実現するためには、お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていくという福祉意識の醸成を図ることが重要です。

市民一人ひとりが福祉の考え方を理解し、福祉とは決して特別なことではなく、身近なものであることを認識し、地域での支え合いや助け合いができるように、行政、社会福祉協議会、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、市民の福祉意識の醸成を図ることが重要となります。

地域での支え合いを進めていくためには、市民全体の地域福祉への理解や関心を高めていくことが必要です。市民と地域に関わる人が地域福祉に関心をもち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが求められています。さらに、人材確保のため、地域を支える人の育成と活用のための支援を今後行っていく必要があります。


【主な施策】

- ・隣近所との関係の重要性や地域福祉活動の必要性・重要性の意識啓発
- ・児童生徒の福祉体験活動の充実

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所とのかかわりを大切にしましょう。 ●地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。 ●誰もが暮らしやすいまちになるよう、身近な福祉活動に関心を持ちましょう。 ●地域のイベントや各種ボランティア活動などに関心を持ち、参加しましょう。 ●地域福祉に関心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図りましょう。 ●地域の行事やイベントでは、時間や曜日設定を工夫し、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。 ●学校において、地域とのかかわりを持ちながら、児童生徒が地域福祉に理解を深めるよう努めましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高めるための情報を発信します。 ●生涯学習や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 ●市が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度にかかわらず、共に集い、理解を深めることができる各種イベントを開催します。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
地域に支えられたと感じたことがあるかで「ある」と回答した割合（アンケート調査）	37.0%		48.0%

(2) 地域福祉を支える人材確保と育成

【現状と課題】

地域で行われる様々な活動や地域福祉活動を推進していくためには、地域で生活する多くの人たちの参加と地域においてリーダーとなる人材の確保が必要ですが、高齢化社会の進行により、地域活動の担い手の減少や役員などの後継者不足など、地域における福祉活動を担う人材の確保が課題となっています。

町内会、地域団体をはじめ、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成するため、地域資源の活用を図りながら、講座や研修などを通じて広く福祉に関する意識を持った人材を育成していくことが必要です。

また、地域福祉の推進のためには、地域住民や社会福祉事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う団体がそれぞれの特性を生かしながら、連携した取組みを行うことが必要となることから、育成された人材が町内会で活躍したり、NPO法人やボランティアグループを組織化したりするなど、地域で活躍できるような仕組みづくりが重要となります。


【主な施策】

- ・地域活動やボランティア活動の情報提供
- ・ボランティア活動リーダー養成講座による人材育成
- ・各団体との情報交換を通じた各種研修会開催の充実

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事や趣味などで培ってきた技術や特技を地域活動に役立てましょう。 ●地域福祉を担う人材の一人として、自分のできる範囲で地域活動に参加しましょう。 ●生涯学習など福祉に関する学習機会を利用して、専門的な知識や技術の習得に努め、地域活動に活かしましょう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識、技術を持っている人を発掘し、活動への参加を勧めましょう。 ●地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。 ●福祉に関する講座やイベントを開催し、福祉教育を進めましょう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ●様々な経験や知識を持った地域の人材を登録、活用できる仕組みの構築を進めます。 ●地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、内容を工夫し、幅広い年齢層の人材の育成に努めます。 ●各団体と情報交換などを通して、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
団体の構成員の平均年齢で「30歳～40歳代」と回答した割合（アンケート調査）	11.9%		22.0%

(3) ボランティア活動の促進

【現状と課題】

地域で安心して暮らすためには、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、地域課題に日常的に取り組むボランティアなどが必要です。それぞれが役割を持ち、協働してまちづくりを進めていく必要があります。

近年、ボランティア活動やNPO活動に対する市民の関心が高まっており、福祉分野での活動も展開されています。

しかし、参加意欲はあるものの実践までは至っていない人も多く、活動内容の紹介などにより、多数の人が福祉ボランティア活動や福祉NPO活動に参加する契機づくりが必要となっています。

また、福祉ボランティア団体や福祉NPO団体、社会福祉協議会及び行政が連携し、現在の活動における課題を共有し、活動情報の発信を促進するとともに、相互に協働して活動の輪を広げていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、市民のボランティア活動への参加促進と支援に努めています。

ボランティア活動をしたことがない人に参加意欲を喚起し、活動時間や参加できる活動内容への工夫などの条件整備とともに、活動内容や募集に関する情報提供などにより、参加者の拡大に努めます。

今後も、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化や幅広い年齢層の参加条件の工夫を図るなど、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティア人材を養成することが重要となります。


【主な施策】

- ・幅広い年齢層を対象としたボランティア講座の情報提供、育成・活動支援
- ・各学校を通じた学生ボランティアの育成・活動支援

【今後の取組】

区 分	取 組 内 容
一人ひとりができること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座などに参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう。 ●ボランティア活動に、気軽に参加してみましよう。 ●ボランティア活動の楽しさを周りの人に伝えましよう。
地域でできること (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア団体は、市民への積極的な情報発信とともに、町内会や行政との連携を図りましよう。 ●子どもがボランティア活動に参加できる機会をつくりましよう。 ●団体の活動を継続していくため、後継者の育成に努めましよう。 ●地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取組ましよう。
行政が推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ●様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進ましよう。 ●ボランティア講座や各種教室の内容を工夫し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促ましよう。 ●各学校を通じ、学生ボランティアの育成を図るとともに、各関係機関と連携して地域活動への参加機会を提供ましよう。 ●ボランティア団体やNPO法人が積極的に活動できるように、活動支援の充実に努めましよう。

【評価指標】

評価指標	現状 (令和元年度)		目標 (令和7年度)
福祉教育インストラクター養成講座受講者数	10人/年		15人/年

第5章 計画の推進に当たって

1 計画の推進

(1) 計画の周知

市民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、市の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたるため、庁内関係部署との連携を図りながら本計画を推進していきます。

また、地域には様々な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、行政の取組みだけでは十分とはいえません。地域福祉を推進する中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、身近な地域活動を行う町内会や、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉サービス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、福祉サービス事業者、その他各種団体ともそれぞれの役割を果たしながら協働による地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、次回計画の見直しの際にアンケート調査などを行い、制度の浸透状況や市民の意向を把握した上で、計画の点検・評価を行っていきます。

1 十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 十和田市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、十和田市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事項は、地域福祉を推進するための総合的な視点での計画の策定に関する各委員の検討した意見を総括する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼を受けた日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報酬及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2

十和田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	役職	氏名	機関・団体名	区分
1	委員長	佐々木 令子	社会福祉法人十和田市社会福祉協議会	福祉関係者
2	副委員長	佐々木 重康	十和田市民生委員児童委員協議会	
3		川村 妃子	十和田地区保育研究会	
4		北館 康宏	十和田市北地域包括支援センター	
5		高橋 孝明	十和田市障害者支援協議会	
6		中渡 俊明	さくら社会福祉士事務所	
7		舩 甚英文	十和田市町内会連合会	地域団体の代表者
8		国分 隆子	十和田市身体障害者福祉会	
9		野月 祝子	十和田市保健協力員会	
10		平館 龍太郎	十和田市消防団	
11		田中 榮子	十和田市消費者の会	
12		外山 忠男	十和田市老人クラブ連合会	
13		櫻田 努		公募委員
14		中野 博志		

(設置)

第1条 十和田市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、関係部署間の施策の連携及び調整を図るため、十和田市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関する施策の連携及び調整その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、検討委員会の会議に関係者の出席の求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	生活福祉課長
委 員	政策財政課長、総務課長、まちづくり支援課長、高齢介護課長、健康増進課長、こども支援課長、都市整備建築課長、指導課長

4

十和田市地域福祉計画策定経過報告

令和2年10月28日	十和田市地域福祉計画策定委員会設置要綱制定
令和2年10月28日	十和田市地域福祉計画策定委員会公募委員の公募（2人）
令和2年12月22日	第1回十和田市地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画について
令和2年12月25日 ～令和3年1月7日	十和田市地域福祉計画検討委員会検討作業 地域福祉計画取組事項の検討
令和3年1月28日	第2回十和田市地域福祉計画策定委員会 1 十和田市地域福祉計画（素案）について 2 今後のスケジュールについて
令和3年2月5日	パブリックコメントの実施（令和3年2月24日まで）
令和3年3月3日 ～3月8日	十和田市地域福祉計画検討委員会検討作業 十和田市地域福祉計画（案）の検討
令和3年3月10日	第3回十和田市地域福祉計画策定委員会（最終） 十和田市地域福祉計画（案）について

第2期十和田市地域福祉計画

発行・編集 令和3年(2021年)3月
十和田市健康福祉部生活福祉課
〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
TEL 0176-51-6718
ホームページアドレス
<http://www.city.towada.lg.jp/>